月例セミナー(189回)

医療・介護制度改正と動き出すサービス付き高齢者住宅 医療型高齢者専用賃貸住宅成功の秘訣とは!

精原 晃株式会社エヌ・ビー・ラボ 代表取締役



清原 晃 (きよはら あきら)

講師 経歴

岡山大学大学院終了。

株式会社日本エル・シーエー介護担当役員を経て、2001年株式会社ケア・リンク代表取締役に就任。全国に介護付き有料老人ホーム、グループホーム等を FC を含めて25箇所を展開。

平成18年11月より介護再生会社(株)NB-Lab.設立、代表取締役に就任、併せて、12月湘南地域にて小規模高齢者住宅を展開する株式会社ユーミーケアの代表を務め、平塚でオープンした医療併設型高専賃「ユーミーメディカルタウン湘南四之宮」がマスコミにも取り上げられて、注目を浴びた。これまで直接開発・運営に携わってきた施設数は40以上に及ぶ。

加えて、(株) キュアプラス取締役、(株) アスティ・ケア 取締役を務めるなど、高齢者住宅の開発・運営に取り組み ならが、講演活動やコンサルティング活動を展開してきた。又、その活動は高齢者住宅新聞やシニアビジネスマーケット誌に度々取り上げられる。2011年1月より10ヶ月にわたって、日経ヘルスケアに高専賃スタートアップ講座と題して連載される。現在は、医療法人が取り組む高齢者住宅の指導並びに小規模ローコスト型高齢者住宅eL3 (エルスリー) の開発・普及に努めている。

はじめに

皆様こんにちは。ただいまご紹介に預かりました、株式会社エヌ・ビー・ラボの清原です。よろしくお願いいたします。今日は大体1時間45分位でお話させていただき、その後、質疑等ございましたらお願い申し上げます。

今日のお話は、医療介護制度の動きと、それに伴って動き出しているサービス付き高齢者住宅の今後についてです。今、来年の改正に向けているいるな議論がされています。それが今後どのように影響してくるのか、医療の方々も介護の方々も、固唾を呑んで見守っている状況かと思います。まだまだ細かいところは十分に出揃ってきていませんが、今後の方向付けはある程度出てきています。今日はそういうものを中心に、医療・介護制度改正が今後の医療と介護、そしてサービス付き高齢者住宅とどのように関連していくのか、また高齢者向け住宅とは一体どういうものなのかについて、事例を踏まえてお話ししたいと思います。

私どものエヌ・ビー・ラボというのはナーシング・ビジネス・ラボラトリーの略で、医療と介護の研究所たらんという名目で2006年の11月1日に設立しました。2006年は介護関係においても4月から総量規制が入ってくる年でした。従来の介護付き有料老人ホームやグループホームといった、丸めの事業から外付けの事業に転換されるという、一つの大きな転換点でした。私どもがこの会社を作ったのは、恐らく今後は従来の丸めの高齢者住宅ではなく、介護外付けで展開される高齢者住宅の時代になるだろうと思ったからです。このモデルは、一筋縄ではいかないと思っていました。そこで、いち早

くこのエヌ・ビー・ラボを立ち上げました。目 的は、今流行りのサービス付き高齢者住宅を成 功に導くためのビジネスモデルを作ることで す。具体的には、神奈川、愛知、福岡などで、私 どもも一緒に参画してモデルを作りながら、今 型のモデルとして取り組みを進めています。ち なみに、私どもの標準的なローカル・バージョ ンは月額利用料が8万5,000円です。一部でよう やく8万円を切って7万円台に入ってきています が、家賃、食事代、管理費の基本料金が10万円

日に至っています。 今、私どもで重点的 に取り組んでいるの は、医療・介護一体型 の高齢者住宅の開発 と、ローコスト型の 高齢者住宅の開発で す。医療法人の方々 が、今、積極的に高 齢者住宅の開発を進 めています。従来の 医療に比べて難しい のは、介護だけでは なく、そこに生活の 要素が入ってくると いうことです。医療・ 介護・生活という3つ の要素をどのように 組み合わせていけば いいか非常に難しい ところがあります。 年金も将来どうなる か分かりません。こ れまでは、中流以上 の方々を対象に高齢 者住宅が開発されて きました。そのため、 中から下、低所得者 向けの高齢者住宅は 世の中になかなか存 在していません。そ こで我々は5~6年か けて、今年度から具 体的な開発に着手し ました。現在、直営 施設とコンサルティ ングを含めて、全国 で41棟がローコスト

~(株)エヌ・ビー・ラボの概要 ~

- □ 介護施設運営支援業務に特化することを目的に2006年11月1日設立。
- □ 全国の介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、デイサービス、 グループホーム、居宅支援事業所、訪問介護事業所等の戦略策定、 立上げ、運営に携わった人材、及び介護支援専門員、介護福祉士等の 有資格者並びに経営実務経験者によって構成。
- □ 2006年12月、神奈川県において第1号の支援事業を開始。
- □ 2007年7月、愛知県において第2号の支援事業を開始。
- □ 2008年1月、福岡県において第3号の支援事業を開始。
- □ 今後、全国において、高齢者専用賃貸住宅を展開する介護運営会社において、 経営陣並びに経営幹部、施設長を派遣し、運営に当たる。□ 契約形態は業務委託契約とし、施設の開発、立上げ、運営に当たる。
- □ 報酬体系は、派遣メンバーの数、業務内容等によって決定する。
- □ 併せて、医療・介護一体型高齢者専用住宅の開発、ローコスト高齢者住宅等の 研究開発を行う。
- □ 現在、千葉、奈良、福岡、北海道、神奈川において医療法人の高専賃立ち上げ運営コンサル を実施中。 Copyright © 2011 NB-Lab Co. , Ltd.

All rights reserved.

資料 2 介護付き有料老人ホーム はぴね山の手 開発実績 ~ ①プロット図 介護付き有料老人ホーム はぴね伏見 グループホーム はぴね広島安佐 介護付き有料老人ホーム はぴね岐阜 グループホーム/DS はぴね周南 介護付き有料老人ホーム はぴね可児 住宅型有料老人ホーム はぴね防府 介護付き有料老人ホーム 高齢者専用賃貸住宅 介護付き有料老人ホーム セラピア下山門 はぴね横浜 介護付き有料老人ホーム 介護付き有料老人ホーム はぴね野芥 はぴね水戸 住宅型有料老人ホーム はぴね別府亀川 はぴね中野坂上 グループホーム/DS はぴね別府 介護付き有料老人ホーム シニアヴィラ大庭 介護付き有料老人ホーム 高齢者専用賃貸住宅 メディカルタウン湘南四之宮 はぴね隼人 介護付き有料老人ホーム はぴね神戸魚崎 高齢者専用賃貸住宅 らっく高蔵寺 介護付き有料老人ホーム はぴね茨木 高齢者専用賃貸住宅 らっく春日井 高齢者専用賃貸住宅 有料老人ホーム 介護付き有料老人ホーム 介護付き有料老人ホーム がとのアルカーにお co. , Lyd. はぴね平野 はぴね弥富 All rights reserved

を切る商品がようやく出てきているという状況です。現在、医療法人の方々と、高齢者住宅を含めて、全国で取り組みをしています。(資料1)

私どもが今まで開発してきた高齢者住宅は、2000年から既に取り組みを進めており、介護付き有料老人ホーム、グループホームから始まり、高専賃や住宅型有料などがあります。ほとんど北海道から鹿児島まで展開を進めてきています。ですから、私どもは全国フィールドで進めています。これまでの開発実績は有料老人ホームで22施設、グループホーム8施設、高専賃6施設、高専賃の立ち上げ指導で10。これに先ほどのローコスト型のモデル41棟が加わります。(資料2)

I 高齢者住宅市場

高齢者住宅市場の現状と問題点

まず、最初に高齢者住宅の現状と問題点に触れてみたいと思います。昨年の数値ですが、全国の高齢者住宅148.8万戸で、65歳以上の高齢者の人口に対して、5.05%の供給となっています。この5.05%が多いか少ないかが今、議論になっています。95%の方がまだご自宅で暮らしているという現状です。デンマークやイギリスなどの先進諸外国では、10%という数字が一つの目安です。10%という数字が出れば、ちょうど今ある施設の倍の数の施設があって初めて高齢社会に対するインフラが整備されると考えられているのです。

高齢者住宅市場で特徴的なのは、特養等の施設系サービスおよび介護付き有料老人ホームの供給数が減少している点です。これは総量規制が2006年の4月からかかっているため、2005年がピークとなります。グループホーム、介護付き有料老人ホーム、特定施設も、2000年から一気に拡大しました。民間参入の成果だと思います。2006年4月から総量規制がかかり、それ以降は、年々供給数が少なくなり、2009年の介護付開設数は2005年のピーク時と比べて約4割の供給に留まっています。要は、介護度の高い方々を対象にした高齢者住宅の供給は、ピーク時の4割に落ちてしまっているということです。

2006年以降の開設は、従来型の丸めの施設がな かなか作れないということもあり、思うように 展開できませんでした。その代わり、住宅型有 料老人ホームや高専賃などの展開がなされてき ました。どちらかと言うと、これらは軽めの施 設と見られがちです。そういう点でいくと、重 たい方々を対象にした施設は、供給数がどんど ん少なくなっているということです。そして、 新たな高齢者住宅の動きが始まりました。高専 賃です。2011年7月末時点で2.157件、約5万8.000 戸が供給されました。介護付は新設が困難なこ とから、住宅型への転換あるいは既存物件の買 収から数を増やしてきました。住宅型有料老人 ホームでは介護付き有料老人ホームとほぼ同 数になるとのことですが、戸数から言うと、ま だ介護付き有料老人ホームのほうが多くあり ます。しかし、棟数でいくと、住宅型がそれに 変わるべきものとして、登場して来ています。 おまけに高専賃が2005年の12月から、徐々に展 開を進めてきました。高専賃の住宅型は従来の 丸めの施設ではなく、外付けの施設になるので すが、介護外部サービスのために、サービスメ ニューの構成が難しく、収益確保が困難です。 実際、2005年の12月以降、高専賃に取り組んだ 多くの企業が、5年間に相当数、討ち死にした ことが、その難しさを表しています。一言で言 うと、介護付き有料老人ホーム、グループホー ムは丸めの定額制であるため、中に入れば自動 的に収益が読めることになります。高額なもの で入居がなければ経営が非常に苦しくなりま



すが、そうでない場合は、入居者が多ければ一 定の収益と費用もほぼ読めます。収益と費用が 読めれば、利益も読めるということです。ワタ ミあたりが、一貫して介護付き有料老人ホーム を手掛けてきたのは、民間として企業経営がや りやすいからです。ところが、高専賃や住宅型 有料といった外付けのものは、経費だけはほぼ 100%近く読めるものの、収益を読むのが難し いのです。というのも、入居者の方々が介護サー ビス、特に訪問介護サービスやデイサービスを 利用するため、そういうものを併設するものの、 それを使うも使わないも、利用者次第です。そ ういう面から考えると、なかなか収益が読めま せん。使ってくれるとは限らないからです。無 理に使わせようとすると、行政の方々からお叱 りを受けます。その点で収益が読めない事業が、 高専賃や住宅型有料なのです。これがある程度

収益が読めるようになれば、事業として安定す るわけです。しかし、2005年の12月以降、高専 賃御三家と言われていた不動産関係、建築関係 の企業が軒並み倒産しました。この事業に手を 出したがために、会社本体の事業を失っていく という会社も多くありました。しかし、面白い ことに5年も経てば、大体ビジネスモデルが確 立し、今はこの事業の成功ポイントがどこにあ るかが、分かってきました。これからは住宅型 有料、高専賃が名前を変え、サービス付き高齢 者住宅という外部付けの機能を持った高齢者住 宅として拡大をしていくだろうといわれていま す。また、今年から国土交通省が325億の予算を つけて、一気に高齢者住宅の拡大を行うことに なりました。時期を得たということですが、簡 単にはいきません。のちほど運営者から見た問 題点をご指摘致します。(資料3)

I はじめに 高齢者住宅市場の現状と問題点

- 1. 全国の高齢者住宅は148.8万戸(65歳以上の高齢者の5.05%)が供給された 内、有料老人ホームは5,340ヶ所、居室数は214,176戸となる。
- 2. 特養等の施設系サービス及び介護付有料老人ホームの供給数が減少した 総量規制の影響により、特養等の施設系サービス、グループホーム及び介護付有料老人ホームの開 設数が、年々減少。2009年の介護付の開設数は、2005年のピーク時と比べて約4割の供給に留まる。
- 3. 新たな高齢者住宅供給の動きが始まった

高専賃は2011年7月末時点で2,157件、58,067戸が供給された。介護付は新設が困難なことから、住宅型への転換或いは既存物件の買収が増加した。住宅型有料老人ホームは棟数では介護付き有料老人ホームとほぼ同数になる。

- 4. 高専賃、住宅型は介護外部サービスのため、サービスメニューの構成が難しく、収益確保が困難 介護サービスが軽度のものになりやすく、商品力や収益性に大きな差がある。
- 5. 商品コンセプトが未確立

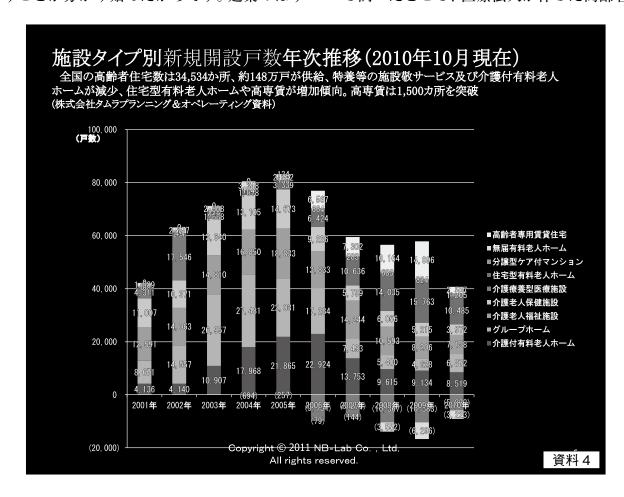
商品コンセプトが確立していない為にサービスメニューに合わせたハード仕様、スタッフ体制、 そして運営ノウハウに著しいギャップがある。

6. 商品力にバラツキがある為に、入居者募集が容易ではない Copyright © 2011 NB-Lab Co., Ltd 商品コンセプトに合わせた入居者募集外内zhtzが示けるかである。

資料4はタムラプラニングが出しているデータです。高齢者住宅の開発が年々どういう供給の構造を持ってきたかを見ると、2005年がピークです。それからの5年で丸めの事業が一気に市場に展開していきます。ただ、そうなると財政負担の関係がどうしても出てきます。2006年からは総量規制がかかり、右下下がりになってきています。なおかつ、介護度の高い方々を対象とした介護付きになると、供給数はピーク時の4割、おまけに療養病床の削減が年間1万床にもなると、いよいよ介護度の高い方々の受け皿がないというのが現状です。市場経済の世界では、需要があれば供給が伸びるのは当たり前ですが、需要があるのに供給が伸びていかないという不自然な市場になっています。(資料4)

2005年、高専賃が始まった段階では一般賃貸が厳しかったため、不動産関係、建築関係が先行して、高専賃に取り組まれるケースが多くありました。ところが、3~4年もすると、しぼんでしまいました。これは簡単な事業ではないということが分かり始めたからです。建築のほう

でも、当初の流れからすると、余り伸びていま せん。不動産、建築のほうでは二つに分かれて、 もう二度とこういう事業には手を出したくない という方々と、建築・不動産では今後飯が食え ないから、こっちに特化しようという方々とに なってきています。いずれにしても、簡単な事 業ではないということがはっきりと分かってき たわけです。要は、ハードだけの事業ではなく、 ハードとソフト一体の事業なのです。ソフトが ないと、ただの箱で商品にはならないことが分 かってきたということです。代わって、運営者 に名乗りを上げてきたのは、介護付き有料老人 ホームや施設系を営む方々、あるいは医療法人 です。医療法人の参入が加速化しています。タ ムラプラニングの試算では、高専賃の運営事業 者として、1位に躍り出ているのが医療法人な のです。ちなみに、私ども全国で展開していま すが、福岡市で1施設立ち上げたときは非常に 入居募集に苦労しました。おかしい、こんなは ずではないのにと、地域の高齢者のことをいろ いろ調べたところ、医療法人が作った高齢者住

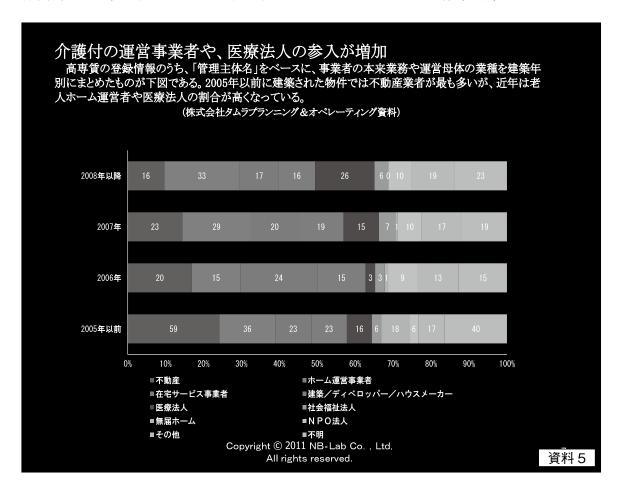


宅に入っていたことが明らかになりました。表向きは医療法人ではない名前を使っている住宅もあるのですが、我々が追跡をした結果、高齢者住宅の36.7%が医療法人の経営であることが明らかになりました。これなら同じ金額では勝負になりません。医療が付いていたら、そちらに流れるのに決まっています。そこで一気にこれならいきさつがありました。既に進んでいるエリアにおいては、医療法人の取り組む高齢者住宅は、かなりの数に及んできているということが言えます。(資料5)

高齢者住宅市場規模(2025年)

2010年の高齢者人口は約3,000万人です。2010年の高齢者住宅数は、先ほど申し上げたとおり、約1,488,000万戸、充足率は5.05%です。2025年の高齢者人口は3,500万人になります。高齢者人口の増加率は18.9%です。従来の5.05%で試算をすると、充足率で必要な高齢者住宅は1,767,500戸ということで、現戸数と差し引くと、278,623戸の高齢者住宅が不足することになります。と

ころが、先ほど申しました、欧米基準の充足率 10%で計算すると、350万戸の高齢者住宅が必 要になります。欧米基準による追加必要戸数は、 約200万戸になります。これを1棟50戸換算でい くと4万棟。私どもが今進めている1棟16戸とい う小規模のモデルだと、125.700棟必要になると いうことです。前の高専協が国に提言していた のは、100万戸という数値です。少し多めになる かもしれませんが、これからどんどん高齢化が 進んでいくことを考えると、充足率5%のまま の推移では足りないと思っています。今後、高 齢者が安心して住める住宅数は約200万戸必要 になってくるというわけです。国土交通省では 今年から3万戸ずつ供給しようということです が、まだ足りないというのが現状だと思います。 200万戸を前提にして高齢者住宅を整備すると すれば、建築と設備関係で13.5兆円というマー ケットになります。ハード面での市場規模が13 兆円を超えるものになります。また、介護保険、 医療保険は別で、食事やリネン、保険以外のサー ビスまとめて、大体年間9.000億のランニングコ



ストが発生します。そこに様々なビジネスチャンスがあるということです。先頃、施設系の高齢者住宅が増えていて、これに供給するベッドや厨房の機器などを扱っているところが大変調子がよく収益も上がっているというデータで出

		(単位)	
1	2010年高齢者人口	人	29,440,000
2	2010年高齢者住宅戸数	戸	1,488,877
3	充足率(②/①)	%	5.05
4	2025年高齢者人口	人	35,000,000
⑤	高齢者人口増加率(④/①)	%	118.9
6	現充足率必要戸数試算(④*③)	戸	1,767,500
7	2025年必要高齢者住宅戸数(⑥一②)	戸	278,623
8	充足率欧米基準	%	10
9	欧米基準による必要戸数(④*⑧)	戸	3,500,000
10	欧米基準による追加必要戸数(9-2)	戸	2,011,123
	1棟50戸換算	棟	40,222
	1棟16戸換算	棟	125,700

Copyright © 2011 NB-Lab Co. , Ltd. All rights reserved.

資料 6

高齢者住宅をめぐる最近の政府の動き

高齢者に生活支援住宅 厚国 労交・ 中に 年 度 職員常駐 及に3万 整 備 100 促 緊急時 進 24時 助 間対 成 応

生活支援サービス付き 賃貸住宅の整備

2011年度中に3万戸



2020年度迄に30万戸 程度に増やしたい考え

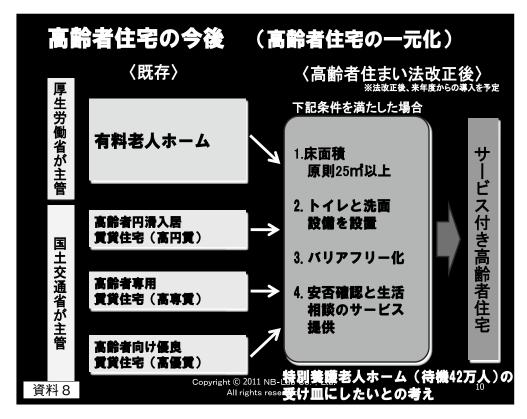
2011.1.20 日経新聞より

Copyright © 2011 NB-Lab Co. , Ltd. All rights reserved.

従来、厚労省の管轄だった有料老人ホームと 国土交通省の管轄だった高齢者住宅をわかりや すく統一しようということで生活支援サービス 付き賃貸住宅という名称になるわけです。もと もと高円賃、高専賃、高優賃という高齢者住宅 を推進するための制度があったわけですが、こ うしたものを一本化しようと高齢者住まい法を 今年度改正しました。そして、1部屋の床面積が 25㎡以上、トイレと洗面設備を設置してバリア フリー化、安保確認と生活相談のサービス提供 をするという条件を満たしていれば、サービス 付き高齢者住宅として一本化することになりま した。つまり、もし有料老人ホームを営んでい ても、こうした基準を満たしていれば、有料老 人ホームではなく、国土交通省と厚労省の共同 事業として取り組まれたサービス付き高齢者住 宅として展開できるというわけです。また、従 来の高専賃はすべて10月20日をもって、サービ ス付き高齢者向け住宅に切り替えなければ登録 抹消ということになります。要は、サービス付 き高齢者向け住宅を特別養護老人ホームの受け 皿にしたいという狙いで制度を作ったというこ とです。(資料8)

高齢者住宅のこれからの主な動き

2035年、高齢者は、2005年に比べて全国で 45%増えるといわれています。増加率は、埼玉 県83%増、神奈川県82%の増、千葉県77%増、東 京都68%増、愛知県66%の増と、都市部の伸び が際立っています。増加の63%を3大都市圏が 占めるということで、高齢化住宅の需要は都市 圏に集中すると考えてよいと思います。要は、 これから増える高齢者の過半数が3大都市圏に 集中するということです。高齢者の問題は、従 来、地方の過疎地帯の問題だったと思います。 それが今は都市部にシフトしてきています。そ の原因はどこにあるのでしょうか。「あなたは 2025年の衝撃に耐えられますか」ということが 今よく言われています。それは、団塊の世代が すべて75歳以上の後期高齢者になるのが2025年 だからです。2015年には団塊の世代がすべて高 齢者になりますが、2025年が本格的な超高齢者 社会ということです。今後、高齢者の問題は、 都市圏の問題に移ってきます。一番深刻なのは 埼玉県です。不思議なことに、医療も介護もど ちらかと言うと西高東低です。そして、西のほ うからジワジワと整備がなされてきています。 首都圏でもなんとか体制を作ろうと躍起になっ



ていますが、首都圏近辺の方々の反応が今一つ です。ちょうど高度経済成長のときに地方都市 から移ってきた方々が団塊の世代で、これから 高齢を迎えるにあたってインフラはどうかが 問題となっています。2015年には一人暮らしの 高齢者世帯は570万世帯となり、高齢者世帯の 33%にあたります。なかでも、2020年に独居割 合が50%以上になる県が9つあります。 鹿児島 や和歌山はその常連ですが、その中に東京都が 入ってくるのです。2020年に東京の高齢者世帯 を見ると、その過半数が独居の世帯という、と んでもない状況が生まれくるのです。恐らく東 京は世界一の高齢者の街になると言われていま す。そうなると、自立から介護まで、幅広い高 齢者住宅の必要性が予想されます。先ほど申し たように、サービス付き高齢者住宅は今年から 始まり、向こう3年間で9万戸の開発が行われま す。従来の高専賃、高優賃、高円賃は、すべてサー ビス付きに統合されます。そして、一部住宅型

老人ホームでも基準を満たすものは該当すると いう、新しい取り組みが遅まきなら始まりまし た。2006年~2008年度の特養の整備状況は財政 負担の問題があり、計画に対して実績は50%を 切っている状況です。重たい方々の施設の整備 は急がなければいけません。しかし、財政の問 題があって、地方都市等ではまだ整備ができて いないという現状です。待機者数は42万人にも 及びます。この層の囲い込みが需要になってき ています。ベネッセ、メッセージ、ワタミなど の大手は、今年の決算報告会で軒並み低価格型 高齢者住宅に関する方針を出しています。ワタ ミでは低価格の基準は、一時金が300万、月額の 利用料が15万円だということですが、我々はそ れでも足りないと思っています。本当の低額は、 10万円を切るものだと私どもは思い続けていま す。ただ、こぞってシフトを組むということは、 そこが大変な成長分野だと言えると思います。 (資料9)

高齢者住宅のこれからの主な動き

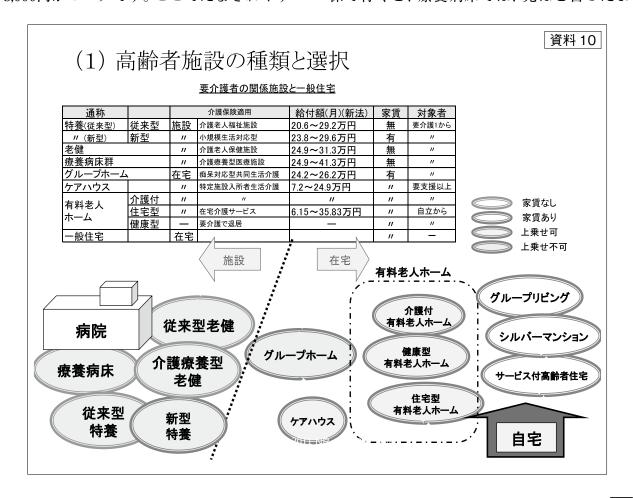
- ・35年の高齢者は05年に比べて全国では45%増える。埼玉県83%増、神奈川県82%増、千葉県77%増、東京都68%増、愛知県66%増と都市部の伸びは際立つ。増加の63%を三大都市圏が占める。高齢化住宅の需要は都市圏に集中する。
- ・2015年には1人暮らしの高齢者世帯は570万世帯となり、高齢者世帯の33%となる。2020年 には独居割合が50%以上となる県は9つあるが、その中に鹿児島県、和歌山県、山口県 と同様、東京都が入っている。自立~介護の幅広い高齢者住宅需要が予想される。
- ・サービス付高齢者向け住宅の供給が本年度から開始される。今年度3万戸の供給を行い、 向う3年間で9万戸の開発が行われる。従来の高専賃、高優賃、高円賃は全てサービス 付に統合され、一部住宅型有料老人ホームも基準を満たすものは該当する。
- ・2006年~08年度の特養の整備状況は計画見込み数3,392床に対して実績は48.2%と整備 が遅れている。その為待機者数は42万に及ぶ。この層の囲い込みが重要となる。
- ・ベネッセ、メッセージ、ワタミと各大手各社は低価格型高齢者住宅の開発に乗り出す。

Copyright © 2011 NB-Lab Co., Ltd. All rights reserved.

高齢者施設の種類と選択

高齢者住宅には施設と在宅があります。施設 は特養、老健、療養病床群で、それ以外はすべ て在宅ということになります。資料10で見てい ただきたいのは、給付額です。おそらく多くの 医療関係の方々が、今後、高齢者事業、介護事 業に取り組むときに、介護は儲からない、労多 くして報い少なしと思っていると思います。し かし、特養、老健、療養病床群の給付額を見て いただいたら分かると思いますが、従来の特 養で給付額は20万~30万円です。老健も25万 ~30万円です。こ療養病床群については、25万 ~ 40万円。療養病床では1ベッド当たり30万~ 35万円というのが通常の考えだと思います。グ ループホーム等で24万~25万円、ケアハウス、 介護付き有料老人ホームなどで25万円くらいの 数字になります。つまり、かなりの差があると いうことです。住宅型有料や高専賃も、訪問介 護外付けとなると、訪問介護の部分で6万~35 万円、要介護5の方が介護サービスで給付額35 万8.000円がピークです。ここでだまされやすい

のが、高専賃や住宅型有料の報酬が結構高いと いうことです。要するに、グループホームや介 護付き有料老人ホームのほうが住宅型よりも高 いと。確かにマックスが取れれば高いのです。 訪問介護や在宅医療を使いながら、35万8,000円 だと、結構な金額になると思いがちです。とこ ろが、住宅型や高専賃などの外付けサービスで は、介護保険は大体半分しか使いません。これ が一般的な通例です。ですから、それくらいの 感覚で事業計画を組まないと、とんでもないこ とになります。これを無視して建築コストを上 げ、いいもの作っても大丈夫だという形で進ん でダメになるケースが非常に多いのです。そう いう場合は、数値がマジックになります。丸め の施設では当然入居は定額制ですから、一定の 収益が確保できます。しかし、住宅有料、高専 賃と呼ばれるものはあくまでも任意性のある、 選択性のあるサービスなので、満額はお使いに なりません。ですから、この半分くらいで経営 すると、かなり厳しいことになります。医療関 係で行くと、療養病床では、先ほど言ったよう



に、1ベッドで35万~40万近くになります。要は倍以上です。ですから、高齢者住宅事業は儲からないということになります。ところがこれが間違いなのです。方法によっては、この辺が全然違ったものになります。要は、医療法人が高齢者住宅を介護保険と訪問診療のダブルインカムで経営すれば、一人当たりの収益は、療養病床1床分くらいに相当するということです。ですから、新しい医療型の高齢者住宅を作ることは可能だということです。(資料10)

新制度創設に至った背景

新成長戦略、国土交通省成長戦略は、7つの成 長分野の一部として、高齢者住宅のマーケット を位置付けています。国土交通省でも、賃貸が非 常に厳しくなっています。現実に今賃貸が20% の空室率と言われています。今後アパートを推 進しようにもリスクが高く、なかなか推進でき ないという状況があります。一方、高齢者が増 えていくため、高齢者住宅にシフトしようとい う動きがあります。そこで2020年くらいを目標

に、年間約6万戸の供給を見込もうというのが今 回の対策です。資料11には、孤立化の恐れのあ る高齢単身・夫婦のみの世帯支援について、総理 指示の注目すべき言葉が入っています。介護保 険はこれまで「家族同居世帯」を標準としたサー ビスが中心である。しかし今後は、「高齢単身・夫 婦のみ世帯」を支える『新型サービス3本柱』の全 国普及を目指す、というところです。これは国 が従来の家族を中心とした介護保険の限界を表 明したことになります。それ以外のサービスを もっと付け加えないと、家族で高齢者を見ると いう時代は終わったと。それに代わるべき社会 インフラとして、こういうサービスを提供する 仕組を作らないと間に合わないというのがこの 趣旨です。『新型サービス』3本柱は、今いろいろ 議論がなされている部分です。24時間地域巡回・ 随時訪問サービス、高齢者向け住宅、認知症支 援です。要は、この3つに焦点を当てた制度改革 をしていかないと、従来の高齢者を対象とした 介護保険だけではもう限界だという状況になっ てきています。ですから、来年度の改定はこう

(2)~新制度創設に至った背景~

新成長戦略 (平成22年6月18日閣議決定)【抜粋】

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4)観光立国・地域活性化戦略

~ストック重視の住宅政策への転換~

(中古住宅の流通市場、リフォーム市場等の環境整備)

(略) 急増する高齢者向けの生活支援サービス、医療・福祉サービスと一体となった住宅の供給を拡大するとともに、リバースモーゲージの拡充・活用促進などによる高齢者の資産の有効利用を図る。(略)

国土交通省成長戦略

(平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議)【抜粋】

- 2. 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な 住まいの確保
- ペクテ高齢化の進展を地域の活力創造の転機へペ 1) 将来目指す姿、あるべき姿
- 急速に少子高齢化が進展する我が国において、高齢者が住み 慣れた地域で安心して暮らすことができる住まいを確保する。
- <戦略目標:2020 年目途>
- ・高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする。
- →平均すると年間6万戸の供給が必要

<u>総理指示(平成22年8月29日)孤立化のおそれがある「高齢単身・夫婦のみ世帯」支援について【抜粋】</u> 介護保険の改革

- 介護保険改正(2012年予定)に向けて、次の点を厚生労働省をはじめ関係省庁に指示した。
- (1)介護保険の基本目標の追加
 - ·介護保険の基本目標に、『<u>孤立化のおそれがある「高齢単身・夫婦のみ世帯」の生活支援</u>』を追加する。
- (2)「高齢単身・夫婦のみ世帯」を支える『新型サービス』の全国普及
 - ・介護保険は、これまで「家族同居世帯」を標準としたサービスが中心。 今後は、「高齢単身・夫婦のみ世帯」を支える『新型サービス3本柱』の全国普及を目指す。
 - 『新型サービス』3本柱
 - ①24時間地域巡回・随時訪問サービス
 - ②高齢者向け住宅(見守り付き高齢者住宅、住み替え支援)
 - ③認知症支援(徘徊SOSネットワーク、予防・治療・支援の一貫サービス体系、成年後見)

いうものを背景にした大幅な改定が予測されています。我々も、注目していて、いつ出てくるのか、毎日情報やデータを探しています。24時間巡回型訪問介護サービスが、包括型になるのかどうかが、今非常に議論されています。確かに高齢者住宅ということでは、包括型システムは必要ですが、問題なのは、金額や報酬がどうなのかです。これによって経営が変わってきます。年末に向けて数値的なものが出てくると思いますが、それ次第で我々も戦略を大きく変えていかなくてはいけないという段階です。(資料11)

サービス付き高齢者向け住宅登録標準

住宅に関する要件は、先ほど言いましたように原則25㎡以上です。ただし、共同利用の居間、食堂、台所が十分な面積を有する場合は、18㎡以上でもいいということですが、この事業の厄介なことは、国が決めた基準、県が決めた基準、市町村が決めた基準が、下に行けば行くほど厳しくなっていくことです。国はこう決めていますが、大方の県において言われているのが、25

㎡と18㎡の差の7㎡×居室数の共有部分がない とダメだということです。その共有部分の中に 廊下は入りません。事務室も入りません。厨房 も入りません。エレベーターも入りません。そ れを除くと、リビングや食堂など、共同で使わ れる部分は増えていきます。通常の住宅型有料 老人ホームよりも面積は膨らんでしまいます。 要するに、それだけコストが掛かってしまうと いうことです。その分、1割の補助金が出ても、 相殺されるような内容が結構あるというのが 我々の考え方です。原則、台所、トイレ、収納、 浴室が、25㎡でフル装備型のものが、サービス 付き高齢者向け住宅のモデルになっています。 そう考えると、誰を対象にしているか分かると 思います。どちらかと言うと、自立系を対象に したものです。自立系は以前から言われている ように、25㎡以上必要です。介護付だと、居間 有料老人ホームの最低は13㎡です。普通、特定 施設で18㎡なので、約10畳です。18㎡で、トイ レ・洗面付というのが、通常の介護型施設の規 模ということです。サービス付きとなるとフル

(3)サービス付き高齢者向け住宅登録基準~

<高齢者等居住安定化推進事業: H23年度予算額325億円>

高齢者単身・夫婦世帯の急増に対応し、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整備するため、 国土交通省・厚生労働省が連携して行う高齢者住まい法改正により位置づけられる「サービス付き 高齢者向け住宅」の建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に 直接補助を行う。

<要件>

- 住宅(ハード)に関する要件
 - ・原則25㎡以上 ※共同利用の居間、食堂、台所等が十分な面積を有する場合は18㎡以上
 - 原則、台所、水洗便所、収納設備、浴室の設置
 - ・原則3点以上のバリアフリー化 (手すりの設置、段差の解消、廊下幅の確保)
- 〇 サービスの要件
 - ・次のいずれかの者が常駐するなどにより、緊急通報及び安否確認サービスの体制があること 社会福祉法人、医療法人又は居宅介護サービス事業者の職員 等
- ○その他
 - 賃貸借方式又はこれを準じた契約とすること(長期入院等を利用した退去を防止)
 - ・前払家賃等を受領する場合の返還ルール及び保全措置の実施 等

<補助率>

住宅:

高齢者生活支援施設:

新築 国 1/10(上限 100万円/戸) 改修 国 1/3(上限 100万円/戸) 新築 国 1/10(上限1,000万円/施設) 改修 国 1/3(上限1,000万円/施設)

Copyright © 2011 NB-Lab Co. , Ltd.

All rights reserved.

装備で、お風呂やキッチンは共同でよくても、 先ほど言った基準があります。25㎡でフル装備 の自立系は、介護系では厳しいと思います。介 護系で一番事故の起きるのはお風呂や火の周り なので、それを介護付にするとすれば、かなり いろいろな工夫が必要になります。サービス要 件としては、緊急通報、安否確認のために、一 定の資格を持った職員が待機しなければなりま せん。また、これまでのように高額の一時金は 取れないことになります。礼金等は当然取れず、 敷金程度となります。敷金か前払い家賃として 一定の金額を取ってもちゃんと償却していかな くてはいけません。銀行か有料老人ホーム協会 等の保全措置が必要だという結構シビアな形に なっています。基本的には、このサービス付き 高齢者住宅は、一時金を取らない方向で進めら れると思います。要は、一般賃貸とほぼ同じよ うな条件です。6ヶ月までの敷金と、月額利用料 という形になると思います。こういう条件を満 たしていれば、補助金として1/10、一戸当たり 100万円。そして、高齢者生活支援施設は訪問介 護事業所やデイサービスを併設する場合にも、 1/10あるいは上限1000万円です。資金額の建設 コストの1/10は一応補助金として出ますが、内 容からして規模の大きなものを作らざるを得な い傾向があるということです。(資料12)

運営者の視点から比較

サービス付き高齢者住宅の説明会が4月末から5月の連休を挟んで、全国で開かれました。私どもも、東京で第1回目の説明会があるというので行きました。開始して3分経たないうちに240名分の席が全部埋まったというくらい盛況な説明会でした。おおむね、建築、不動産設計の方々が、非常に関心を持たれていました。説明会のときの質問でも「300億円の予算、3万戸の枠が半年もしないうちになくなってしまうんじゃないですか」というのがありましたが、そんなに簡単にはいきません。今もまだずっと続いていますが、実はこのサービス付き高齢者住宅と、有料老人ホームには、大きな差異があります。補助金についても、サービス付きはありで、従来の有料老人ホームはなしです。今、札幌市内

では、高齢者下宿という無届のものが約200軒あ ると新聞に載っていました。一部では、こうい うものは違法ではないものの、何かあったとき には非常にリスクが高いことになります。基本 的には、高齢者住宅は住宅型になると思います。 問題は、住所地特例が使えるかどうかです。住 宅型有料老人ホームは、住所地特例が使えます。 住所地特例とは、他の行政から入ってきたとき に、自分のところの行政の介護保険を使うので はなくて、前にいたところで介護保険の給付を 行うということです。地方都市では、他の市町 村の行政から来た高齢者の税金の面倒を全部見 るのはかなわないということで、住所地特例が 使えていました。実は、このサービス付き高齢 者住宅の一番大きな問題点は、基本的には住所 地特例が使えないことです。サービス付き高齢 者住宅に、外部の行政から入ろうとすると、住 民票を移さざるを得ないことになります。です から、自立型のサービス付き高齢者住宅であれ ば、当然住民票も移してとなりますが、介護の 付いた方や医療依存の高い方などは、なかなか 住所を移してまでは入って来ません。おおむね 私どもが全国的に展開している中で、3~4割 は地区外の方々です。その3~4割の方が地区 外から得られないとなると、地区内だけで賄っ ていかなくてはいけない。これは30名以下の地 域密着型とまったく一緒で、苦労します。実際、 我々も苦労しました。ですから、大都市で、高 齢者人口も有り余っており、自分たちの行政だ けで賄えるようなところでは、サービス付きで もいいと思いますが、地方都市になると、サー ビス付きは集客に苦労するという問題が出てく ると思います。これが一番大きいと思います。 それ以外は、行政の指導あり・なしです。当然、 有料老人ホーム等になると、指導監査がありま す。今度のサービス付きも厚労省と組んで、指 導という面では入ってくるようです。ただし、 住宅型は、通常の有料老人ホームよりはゆるい と思います。その意味では、住宅型有料とサー ビス付き高齢者住宅をどのように使い分けるか が、非常に需要だと思います。私どもは、都内で サービス付き高齢者住宅を手掛けています。そ こでは面積をどのように圧縮するかで苦労しま

した。その結果、廊下のない高齢者住宅となり ました。廊下が共有部分に含まれないのであれ ば、廊下をなくしたらいいと。要は、アイラン ド方式です。真ん中にキッチンやリビングを設 け、その周辺に部屋を張り巡らすという形です。 これには都でも非常に頭を抱え、お互いに折り 合った条件は、1m分だけは廊下とみなすという ものでした。とにかく1㎡でも削りたいというこ とからすると、そういう対策も考えられるとい うことです。ですから、そういう工夫が今から 成されてくると思います。ありのまま、そのま まの基準で作ると、やはり図体の大きいものを 作ることになり、その分コスト高になってしま う面があります。そこのところは十分に気を付 けていただきたいと思います。医療型でとなる と、重度の方々を対象にするには、お風呂、キッ チンはリスクです。ですから、18㎡にして、でき

るだけコンパクトに仕上げていくことが必要になると思います。サービス付きで行くのか、あるいは住宅型で行くのか、そういう柔軟な発想を持って、取り組むべきだと思います。

(資料13)



くサービス付:	き高齢者向け住宅と有料	老人ホー人の違い>	
	サービス付き高齢者向住宅	住宅型有料老人亦一厶	無屆高齢者住宅
補助金	35 9	なし	なし
住所地特例	利用不可(市区町村内限定)	利用可(全国どこでも可)	В
行政指導・監督	報告徴収・立入検査あり	実地指導あり	無届運営発覚の場合は行政指導あり
	サービス内容に基準あり	各都道府県毎設置指導指針あり	有料老人ホームへの届出もしくはサービ ス付き高齢者向け住宅への登録が必要
	報告を求める事が出来、立入、 帳簿・書類・物件検査・質疑が可 能となっている。		
利用者のメリット	制度によるサ	ービス内容の統一	入居害査が曖昧
運営者のメリット	社会的な信用ある事業運営、事業	性としても多店舗展開が可能	申請なし
利用者のデメリット	市外で希望する物件に入居不可	特になし	運営者の都合で運営内容の変更がある

高齢者施設の推移

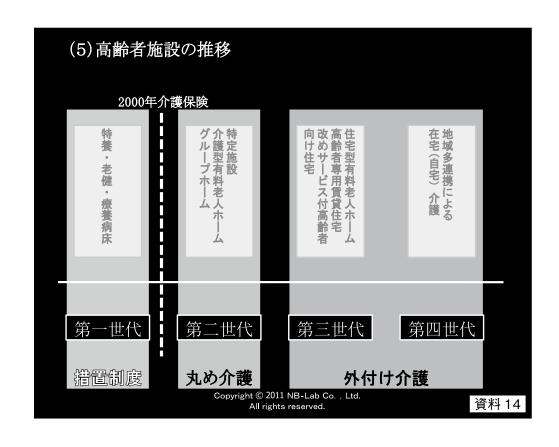
2000年の介護保険が始まる前を、第一世代の 高齢者住宅と呼んでいます。これは何らかの形 で高齢者の問題は行政が責任を持つという時代 です。2000年に介護保険が始まって、民間参入 になり、当面5年間は丸め介護、定額制となりま した。グループホームや介護型有料老人ホーム、 特定施設などは第二世代の商品です。こうして みると、国はしっかり制度設計をしています。 相当の時間を掛けて、日本の高齢化社会をどう したらよいのかを計算し尽くして、この制度を 始めたのが見て取れます。要するに、2005年ま では民間参入で簡単にできる事業ではないの で、出来るだけ定額制にして、導入しやすいよ うにしているということです。そこから5年単 位で大胆な改革を進めていると考えてよさそう です。総量規制が入り、今度は外部付け。住宅 型有料老人ホームや高専賃、改めサービス付き 高齢者向け住宅などの外付けサービスの商品が 第三世代です。これが2006年に始まり、今はま さにその時代です。第二世代で汎用性のモデル はこれから生まれてきません。したがって今後、

量産化を進めるときは、第三世代から第四世代 のものとなります。第四世代は、地域多連携に よる在宅介護で、これに属するのは小規模多機 能や今度出てくるお泊りデイなどです。これら が在宅との連携、施設と在宅とをつなぐサービ スとして生まれてくるのが第四世代ということ です。第一世代から第四世代の商品、高齢者住 宅は地域の中に折り混ぜられ、一番大きいマー ケットは第三世代以降になると考えられます。 ベネッセやワタミなど、介護事業で貢献してい る企業のモデルはほとんどが第二世代の商品で す。その中で収益を上げたモデルは、まだ世の 中に出ていません。非常に難易度の高い事業で す。こうした変遷を辿りながら、20年間で国は 高齢者の受け皿を確立するというシナリオが見 て取れます。(資料14)

Ⅱ 医療法人の取り組むサービス付き高齢者住宅

医療制度改革とサービス付き高齢者住宅

平成18年度の大幅改正に続いて、平成20年度、平成22年度の医療・介護保険制度の改正の



背景には、超高齢化社会の到来と同時に、財政 負担、社会保障費の増大という問題があります。 特に2015年には1人暮らしの高齢者世帯が、570 万世帯、33%になります。現在34兆円という医 療費も、2025年には70兆円になることが予測さ れています。それをどのように抑制するかが国 の最重要課題になるとなると、来年の改正等に おいて、ポイントは以下のようになります。入 院医療と介護療養などの役割の明確化を図る。 医療保険枠と介護保険枠の間で報酬項目の出入 りを進める。在宅医療等との地域医療連携の推 進。こうした点が大きな方針として掲げられて いますが、ダブル改定の最大のポイントは、病 床の再編になるのではないかと言われていま す。一般病床の再編を促し、介護との連携をは かりながら、できるだけ在宅での医療を推進す る。その動きが加速度化することが予測されま す。従って、在支援制度を含め、在宅医療にお いて手厚い報酬が支払われている今日、先行し た取り組みこそ、病院・診療所が生き残る勝機 ではないかと思うのです。前回の医療保険制度

の改正で、1.55%アップして、かなり病院の経営 が改善されてきたと言われています。それがこ こに来て、医療法人の方々の見方が二つに分か れてきているのを感じています。私どもは2年 ほど前に、北海道から鹿児島まで、医療関係を 対象に高齢者住宅の説明ツアーを組みました。 今回も6月から8月にかけて、第2回目のツアー を組みました。すると2年前と今回のツアーで は、まったく違っていたのです。2年前は皆様方 の危機感がひしひしと感じられたのが、今回は、 やらなければいけないねというものの、危機感 が伝わってきませんでした。今のうちに次の手 を打たねばと積極的にこの分野を模索し始めた 医療法人の方と、いやまだいいんじゃないかと 先延ばしにする医療法人の方と、完全に二極に 分かれてきたと思っています。今やっておかな いと、もう一度厳しくなったときには手が打て ないという方も少なくはなく、私どももいろい ろとお手伝いをさせていただいています。

Ⅱ 医療法人の取り組むサービス付高齢者住宅

(1)医療制度改革とサービス付高齢者住宅

平成18年度の大幅改正に引き続き、平成20年度、22年度の医療・介護保険制度の改正の背景には、 超高齢化社会の到来による国のより一層の財政逼迫が主要因としてあります。

(資料15)

2015年には一人暮らしの高齢者世帯は570万世帯にもなり、全高齢者世帯の33%となると予測され、当 然、それに伴う、医療・介護保険の増大が大きな問題となっております。現在34兆円の医療費も2025年 には70兆円になることが予測され、それをどのように抑制するかが国にとって最重要課題となっておりま す。

2012年度の医療保険制度の改正では、次の3点がポイントとなります。

- 1. 入院医療と介護療養などの役割の明確化を図る
- 2. 医療保険枠と介護保険枠の間で報酬項目の出入りを進める 3. 宅医療等との地域医療連携の推進

ダブル改定の最大のポイントは病床の再編になるのではないかと思われる。一般病床の 再編を促し、介護との連携のもと、できるだけ在宅での医療を推進することを狙いとする ものである。その動きが加速度化することが予測される。従って、在宅療養支援診療所 制度を含め、在宅医療において手厚い報酬が支払われている今日、先行した取り組みこそ

⇒病院・診療所が生き残る勝機

Copyright © 2011 NB-Lab Co. , Ltd. All rights reserved.

2008年度からの

一貫した診療報酬改定のポイント

2008年度からの一貫した診療報酬のポイント は、入院医療、在宅医療、その他です。特に入院 については、平均在院日数の短縮を大きなテー マとして掲げています。今、日本の一般病床の 平均在院日数は大体18日と言われています。対 してアメリカは5.5日、ドイツでは7.8日と報告 が上がっています。現実的に日本の一般病床の 入院日数は長いので、これを何とか短縮したい と。ある金融機関が試算をしたところ、18日を 10日に短縮すると、50万人が病院から出て行か ざるを得ないだろうと。その受け皿をどうする かも金融機関は試算しています。そして、在宅 医療の拡大については、開業医イコール在宅医 療の構造を作ろうとしています。医療、介護保 険サービスの連携をよりいっそう強化し、特に 在宅療養支援診療所では、従来19床未満だった ものを昨年は200床未満の病院まで拡大しまし

た。ですから、私どものような介護や高齢者住 宅の事業をしているものからすると、ベッドを 持っている先生と24時間の訪問診療の契約を結 ぶのがありがたいということになります。何か あったときに、高齢者を運び込めるからです。 在宅療養支援診療所の登録をしても半分は実際 稼動していないという中で、もっと競争を激化 させるためにも、200床未満の病院を認めたと いう傾向があります。その他部門は、リハビリ 関係、地域医療連携パスなど、地域医療連携に ついては今後10年間、非常に積極的に進められ ていくのではないかと思います。(資料16)

資料17は、2009年の6月のデータです。11月2 日に今年6月の数値が出て、第18回の医療実態 調査の結果が上がってきています。実際、2年前 の数値は、100床あたりの公立病院と私的病院 の経営状況は、国公立の病院で1ヶ月大体1.500 万円の赤字、私的病院では大体100万円の赤字 という数値になっています。それが最新のデー

(2)2008年度からの一貫した診療報酬改定のポイント

【入院医療】

- ~機能分化の明確化による入院基本料の削減~
 ·入院基本料要件である平均在院日数の更なる短縮 ⇒一般病床の削減
 ·「医療区分」基準、入院基本料の見直し ⇒療養病床削減の追
- ⇒療養病床削減の追い込み ⇒入院医療の効率化徹底
- •DPC対象病院の拡大

亜急性期病床基準の緩和

⇒一般病床から亜急性期病床への移行

【在宅医療】

- ~在宅医療の拡大~
 - ・「主治医」「総合(診療)科」の役割
- ⇒開業医=在宅医療の構造
- ・高齢者ヘルスマネジメント
- ⇒医療、介護保険サービスとの連携 ⇒地域における登録医制度
- ・在宅療養支援診療所の厳格化と基準緩和
- 4キロ圏内基準廃止、200床未満の病院可

【その他部門】

- ~効率化医療の推進~
 - 医療リハビリから介護リハビリへの移行
 - 疾病別パスから地域医療連携パスへ
- ・強制的な後発医薬品へのシフト
- ⇒2009年以降の介護保険報酬改定へ先送り ⇒院内から地域へ効率化範囲の拡大
- ⇒手間がかかる新薬処方

Copyright © 2011 NB-Lab Co., Ltd. All rights reserved.

タでは、国公立の病院の1,500万円の赤字が670万円くらいの赤字に圧縮されてきています。これは先ほど言いましたように、前回の医療保険制度の改正によって、本体部分で1.55%の医療報酬のアップとなり、約5,700億円と言われています。こうしたことで経営がだいぶん改善されてきました。私的病院等においては、プラス460

万円と大幅に改善されて きています。しかし、ま だまだ利益率は3.3%とい うレベルで、決して今の 病院経営が高収入のビジ ネスとは言えないのでは ないかと思います。ただ し、介護関係の貢献は2% 未満、要は98%が医療に 特化した病院の経営にな ります。これが前提条件 です。ですから、医療単 体で見たときの経営状況 は国公立、私的病院で改 善はされていますが、依 然として低レベルという 位置付けがなされてくる と思います。(資料17)

資料18は慢性疾患の 方々を医療区分1、2、3、 ADL区 分1、2、3に 分 け た数値です。我々は介護 から来ていますが、様々 な医療法人が高齢者住宅 に取り組んでいます。そ うなると、医療と介護の どこで融合点を見出すの かを我々も探っていかざ るを得ません。そういう 面から考えて、医療区分 1と、ADL1、2、3でベッ ドも3つに分かれること が分かりました。特に、 医療区分1の比率が平成 18年度と20年度で依然 として30%台です。国は

医療区分2、3で大体80%以上を満たそうという流れがある中で、まだまだ思うように医療区分1の方々を圧縮できていません。圧縮しようにも、出て行く先がなければ病院が抱えざるを得ないことが明らかになっています。今回6年介護病床が延期されたのも、そういう背景かと思います。(資料18)

①病院の経営概況

100床当たりの公立病院と私的病院の経営状況

(単位:千円、%)

	国公立病院①	比率	私的病院②	比率	1)-2
医業収入	130,937	100.0%	135,050	100.0%	-4,113
入院収益	90,367	69.0%	89,177	66.0%	1,190
室料差額収益	1,224	0.9%	2,092	1.5%	-868
外来診療収益	35,312	27.0%	38,722	28.7%	-3,410
その他	4,034	3.1%	5,059	3.7%	-1,025
介護収入	61		146		-85
医業費用	146,377		136,155		10,222
給与費	77,073	58.9%	71,248	52.8%	5,825
医薬品•材料費	35,068	26.8%	32,066	23.7%	3,002
委託費	10,930	8.3%	8,052	6.0%	2,878
減価償却費	9,782	7.5%	6,397	4.7%	3,385
その他	13,524	10.3%	18,392	13.6%	-4,868
差額	-15,379		-959		

(注)総務省による09年6月現在の月間収支のサンプル調査

Copyright © 2011 NB-Lab Co., Ltd. All rights reserved.

資料 17

②患者分類の状況

図表3 患者特性調査対象病院(全病院)における患者分類の状況

	平成 20 年度(136 病院)				平成 18 年度(85 病院)			
	医療区分1 (n=2,498)	医療区分2 (n=3,781)	医療区分3 (n=1,550)	全体 (n=7,829)	医療区分1 (n=1,805)	医療区分2 (n=2,726)	医療区分3 (n=1,066)	全体 (n=5,597)
ADL区分3	10.4%	26.4%	15.0%	51.8%	10.4%	27.9%	15.3%	53.7%
ADL区分2	9.5%	13.0%	3.3%	25.8%	11.2%	12.8%	2.6%	26.7%
ADL区分1	11.9%	8.9%	1.5%	22,4%	10.6%	7.9%	1,1%	19.6%
全体	31.9%	48,3%	19.8%	100.0%	32,2%	48.7%	19.0%	100.0%
無回答(n)	(45)	(39)	(13)	(97)	(5)	(6)	(0)	(11)

【備考】 20 年度慢性期間変集計対象は、20 年度慢性期間変対象病院(136 病院)で療養病株入院基本料を算定している患者(7,829人)。18 年度慢性期間変集計対象は、18 年度慢性期間変対象病院(85 病院)の復養病様入院基本料2を算定している患者(5,597人)。

Copyright © 2011 NB-Lab Co. , Ltd. All rights reserved.

慢性疾患の療養病床ではADL1、2、3と医療区分1、2、3で9象限。黒字のベッドもあれば、赤字のベッドもあるという実態が分かります。医療区分1でADL3のベッドで1日当たり3,529円の赤字になっています。一番利益を上げている

ますが、こうした状況も背景にあるのではないかと思います。こうした背景で医療収入が大分改善されてきていることが改革に逆にブレーキを掛けている要因になっているのではないかという気がします。(資料20)

ところで、1日当たり 5,000円の黒字です。 ですから、医療区分 1でADL3の方を多く 抱えていると、当然、 病院の経営に甚大な 影響を及ぼすという ことが予想されま す。同じベッドでも 8,000円の開きがある のに驚きました。重 要なのは、医療区分1 の方をいかに外に出 すかですが、出たあ との行き先がありま せん。(資料19)

③医療療養病床患者区分ごとの収入・費用の差額(1人1日当たり)

■患者分類(9区分)毎の収入・費用差(費用差最大の場合)…図表9と図表11の差 [図表14]

単位:円

	1-6 級地			7	の他の地	域
	医療区分	医療区分	医療区分	医療区分	医糠区分	医療区分
ADL区分3	-3, 529	-192	-210	-2, 829	605	718
ADL区分2	-3, 547	278	550	-2, 949	982	1, 361
ADL区分1	-1, 026	1, 732	5, 047	-428	2, 398	5, 782

※「費用差最大」は、「その他人件費」を患者分類の状態に応じて変化する人件費とした場合の費用である。

 $\begin{array}{c} \text{Copyright} @ 2011 \text{ NB-Lab Co.} \;, \; \text{Ltd.} \\ \text{All rights reserved.} \end{array}$

資料 19

④医療病床と介護病床の経営状況

(単位:千円、%)

	医療病床	比率	介護病床	比率	1-2
医業収入	73,593	78.0%			73,593
入院収益	57,788	78.5%		0.0%	57,788
室料差額収益	616	0.8%		0.0%	616
外来診療収益	11,424	15.5%		0.0%	11,424
その他	3,765	5.1%		0.0%	3,765
介護収入	20,779	22.0%	36,158		-15,379
医業費用	90,872		34,996	96.8%	55,876
給与費	55,943	76.0%	21,392	59.2%	34,551
医薬品•材料費	10,025	13.6%		0.0%	10,025
委託費	5,355	7.3%	2,975	8.2%	2,380
減価償却費	3,717	5.1%	1,439	4.0%	2,278
その他	15,833	21.5%	9,190	25.4%	6,643
差額	3,500	3.7%	1,162	3.2%	

- (注)総務省による09年6月現在の月間収支のサンプル調査
- (注)医療病床は私的病院の病床数が60%以上の一般病床
- (注)介護病床は平成20年度介護事業経営実態調査結果の概要

(介護療養型医療施設「病院」より抜粋)

Copyright © 2011 NB-Lab Co. , Ltd. All rights reserved.

療養病床転換の切り札

療養病床転換の切り札とは、先ほど申したように、まずは医療病床23万床を22万床にし、区分2、3が80%を占める要件があります。また、介護病床12万床を平成23年度末までに廃止す

るのを6年間延期す ることが挙げられま す。しかし、入院日 数を短縮し、療養病 床の削減のためには どういうものが受け 皿になるのでしょう か。今言われている のが、病院から出て 行く高齢者30万人分 の受け皿が必要だと いうことです。ただ、 従来の特定施設、介 護付き有料老人ホー ム、特養老健は、総 量規制の枠の中でど んどん作っていける 状況ではありませ ん。そうなると、最 終的には住宅型有料 老人ホーム、サービ ス付き高齢者住宅と いったところに新た な受け皿を作らざる を得ません。であれ ば、そこのビジネス モデルをいち早く作 り上げたほうが勝ち ではないかというこ とになってきます。 (資料21)

地域医療再生のカギとして今言われているのは、病院単独施設経営から地域完結型医療経営へ、です。1980年ごろは医療費全体に占める病

院入院費用の割合は40%超でした。それが現在では、日本、米国、カナダなど医療制度が異なる国でも約30%まで低下しました。その背景には抗がん剤に代表される新薬開発、日帰り手術の普及といった医療技術の進歩があると言われ

(3)療養病床転換の切り札

医療病床23万床→平成23年度末までに重度対応の医療病床22万床に

(医療区分2,3が80%を占める要件)

介護病床12万床→平成23年度末までに廃止→6年間延期

今後11万床の患者が病院から出され、老人保健施設(療養型老健施設の新設)やケアハウス、グループホームや有料老人ホーム、その他高齢者専用住宅等にて受け入れるとされております。しかし、それらの施設は不足しており、明らかに介護難民、医療難民が出てくることが予測される。病院で医療区分1の患者の行き場所がなく、家にも帰れず、医療難民が多数輩出されるということが言われております。特に脳卒中患者の行き場がなく、全体では30万人分の高齢者住宅が必要と言われています。

一方、介護保険についても、介護予防に力を入れると共に、これまで介護保険適応であったグループホームや特定施設(介護付有料老人ホーム)は総量規制の枠にはめられ、今後の設置が抑制されることとなりました。結果として、高齢者の受け皿として、今後は介護保険に頼らない、サービス付高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等、介護が外付けの施設の建設が今後の大きな方向性となることが予測されます。介護が外付けとは、高齢者専用住宅にて訪問介護や訪問看護といった外部サービスを受ける施設のことです。

Copyright © 2011 NB-Lab Co., Ltd. All rights reserved.

資料 21

(4)地域医療再生のカギ:病院単独施設経営から地域完結型医療経営へ

- ・1980年ごろは医療費全体に占める病院入院費用の割合は40%を超えていた。それが現在では日本、米国、カナダなど医療制度が異なる国でも約30%まで低下している。
- ・その背景には、抗がん剤に代表される新薬開発、日帰り手術の普及といった医療 技術の進歩がある。

医療技術の進歩が病院経営に与えた最大のインパクトは患者の「入院から外来施設、在宅へのシフト」である。



医療事業体が病院単独施設経営に固執していては成長力が低下する

※日本以外の先進諸国では、病院での急性期ケアのみでなく、予防、リハビリ、介護、在宅など 地域住民が必要とするケアを継ぎ目なく提供する医療事業体を構築している

 $\begin{array}{c} \text{Copyright} @ 2011 \text{ NB-Lab Co.} \;, \; \text{Ltd.} \\ \text{All rights reserved.} \end{array}$

ています。医療技術の進歩が病院経営に与えた 最大のインパクトは、患者の「入院から外来施 設、在宅へのシフト」だと言われています。医療 事業体が病院単独施設経営に固執していては、 成長力が低下するという考え方があります。日

齢者住宅は、病院との連携がなくては作れませ ん。要するに、24時間安否確認等をやっていこ うとすると、従来の特養施設などでは看護師さ んの義務付けがありますが、実際のそれが外付 けになると、医療とより密接な連携を取らない

本以外の先進諸国で は、病院での急性期 ケアのみでなく、予 防、リハビリ、介護、 在宅など、地域住民 が必要とするケアを 継ぎ目なく提供する 医療事業体を構築し ています。日本でも そういう新しい病院 経営、医療経営とい うもののあり方が今 後模索されてくるで しょう。既にそうい う先進的な取り組み をしている病院が結 構出てきています。 (資料22)

医療と介護の融合 ビジネスの可能性

そう考えると、医 療と介護の融合ビジ ネスが見えてきま す。資料23にあるよ うに、医療は介護と 連携した在宅医療分 野への流れが当然出 てくると思います。 また、介護も医療と の連携のもとに施設 や在宅での介護とい う流れが加速度化し てきます。特に、サー ビス付き高齢者住 宅、あるいは住宅型 有料老人ホームとい う外付けの機能の高

(5)医療と介護の融合ビジネスの可能性

医療・介護保険制度の改正の動きをみてみると、キーワードは在宅、給付額の抑制であり、 その為に、医療分野は介護ヘシフト、そして介護分野は医療との連携のもと、施設からよ り在宅へとシフトするというのが大きな流れと考えられます。従って、以下により今後の病 院事業の生き残りをかけた新しいビジネスモデルの提案を行います。

医療 → 介護と連携した在宅医療分野へ

介護 → 医療との連携のもと施設~在宅介護へ



医療と介護の新しい融合ビジネスモデルの可能性

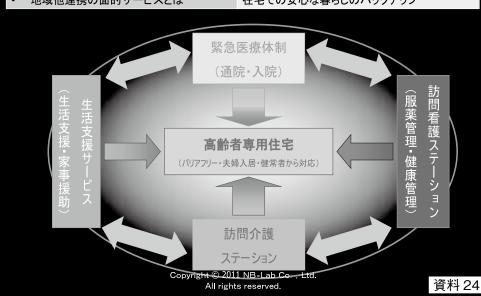
Copyright © 2011 NB-Lab Co. , Ltd.

資料 23

(6) 医療と介護の新ビジネスモデル

・ 地域他連携の面的サービスとは

在宅での安心な暮らしのバックアップ



と事業としては成り立たない面があるわけです。そこにおいてお互い引き合うものがあるのではということで、医療と介護の新しい融合ビジネスモデルの可能性が拡がってきています。要するに、医療を核にして、その周辺部分に様々なビジネスチャンスが生まれてきているのです。医療と介護をつなぐのではなく、融合させて、一つの高収益ビジネスを作り上げるという視点に移ってきています。(資料23)

今、私どもが考えているのは、高齢者住宅という一つのハードに生活支援サービス、介護支援サービス、看護支援サービス、医療支援サービスをリンクして、重篤な方々も受け入れる高齢者住宅を生み出すというものです。では、多機能を備えた住宅に、どれくらいの金額で入れるでしょうか。今、東京都内の高齢者住宅で、一番高い一時金額は1億8,000万円、月額は30万~40万円です。そこに入れる方がどれだけいらっしゃるかということです。そういうものをもう少しローコストにすることは大変社会的価値があります。そして、その中でトータルな

サービスができるのは、医療法人だけです。介護ではどうしても医療が手薄になるため、重篤の方々を対象にしたものは難しくなります。 (資料24)

医療の新しい収益モデル

訪問診療で在宅にシフトしていこうとしているため、国はまだ依然として訪問診療に高い点数を掲げています。特に、在宅医療の24時間体制は、在宅療養支援診療所に登録をして24時間体制で高齢者や患者さんを見るということになると、在宅時医学総合管理料で4,200点が1ヶ月で付きます。要は4万2,000円ということになります。特定施設等では看護師が常駐していることもあり、これが3,000点に下げられます。要は、サービス付き高齢者住宅とか住宅型有料は、従来の在宅という発想なので、一人4,200点付きます。ただし、同一建物内にあるので、管理のために往診する場合は、1回に付き200点が限度になります。最低月に2回訪問するのが前提ですが、私どもの施設のように週1回来ていただき、

(7)医療の新しい収益モデル

4	-5	-61	n	
	ㅆ-	- 1	v	

請求科目	在宅療養 支援診療所	それ以外	
往診料	65	0 点	
緊急往診加算	650点	325点	
夜間加算	1,300点	650点	
深夜加算	2,300点	1,300点	
在宅訪問診療料	830点		
在宅ターミナル加算	10,000点	1,200点	
在宅時医学総合管理料 処方せん交付	4,200点	2,200点	
在宅時医学総合管理料 処方せん交付なし	4,500点	2,500点	

《診療所の場合 平成20年改定》

- | | •初診料…270点(据え置き)
- ・往診料…650点(据え置き)
- ①緊急往診加算650点(据え置き) ②夜間加算1300点(据え置き)
- ③深夜加算2300点(据え置き)
- ・再診料…69点
- ・在宅療養における24時間対応体制
 - ①在宅時医学総合管理料(月1回) <在宅療養支援診療所> <以外>
 - 処方箋交付 4200点 2200点
 - 処方箋未交付 4500点 2500点 ②特定施設入居時医学綜合管理料(月1回)
 - ②特定施設入居時医学綜合管理料(月1回) 処方箋交付 3000点
 - 処方箋未交付 3300点
 - ③居宅系施設入居者在宅患者訪問診療 医師の場合 200点(1日につき) 看護師の場合 430点(週3日目まで、1
 - ④在宅患者訪問看護·基本療養費 I
 - 週3日まで 555点 4日以降655点 ⑤ターミナルケア・看取りに係る評価の見直し
 - •在宅患者訪問診療料
 - ターミナルケア加算…10,000点(据え置き)
 - ·在宅患者訪問看護·指導料
 - ターミナルケア加算 1500点(据え置き)

Copyright © 2011 NB-Lab Co. , Ltd. All rights reserved.

患者さんを診るとなると、月に4回で800点です。 そうなると4,200点と800点で5,000点になります。これが月に支払われる金額です。資料25の表に在宅療養支援診療所と、それ以外という項目がありますが、それ以外の項目の在宅ターミナル加算では、1回の見取りで1万点という数値もあります。要は、訪問診療にかなり手厚い報酬体系が組まれているのです。若干、特定施設や同一建物で調整しつつあるものの、まだ大きく流れは変わっておらず、おそらく今後も継続されていくのではと思います。(資料25)

例えば、非常にシンプルな例ですが、基本的な医療収入として、41名の外来患者が月4回来院した場合は、再診料が69点なので、4回で276点。その再診療で11万3,160円という数字になります。ところが、41名の在宅患者のところに月4回往診した場合は、200点と4,200点、4回行って5,000点。41人を往診すると、収益は205万円になるということです。来る患者を待っているだけの経営、あるいは患者のところに行く経営において、これだけの収益格差があるわけです。ところが、41人の患者のところに1回1回行っていたのでは、体が持たないという話になります。

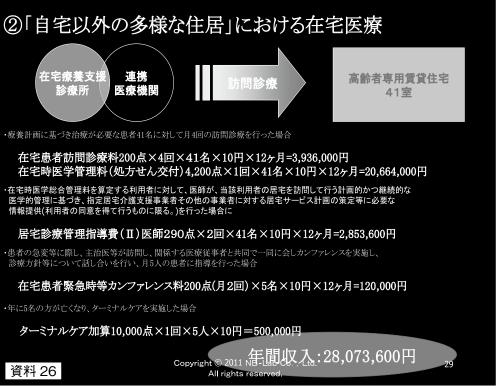
では、この41名の高齢者専用住宅を用意し、 全員が在宅療養支援 診療所に登録したら

基づいて考えると、 年間の在宅時医学管

どうかという仮設に

理料は2,000万円くらいになります。それに諸々 を加えて試算すると、年間約2.800万円の収入に なります。これは週1回来てもらう程度のもの です。ですから、私どもと提携している先生方 は、外来を終えて一息ついてから、夕方1時間~ 1時間半来て頂いて、ざっと施設を巡回してい ただきます。 普通の場合は、 この41名が全員登 録することはありません。サービス付き高齢者 住宅で、かなり重い人が入っているという場合 でも、半数くらいしか登録はなされません。と ころが、私どもが考えている医療型高齢者住宅 では、大体平均要介護度が3から3.5という方々 が中心になります。介護型では、平均2から3で、 自立型は1以下ということになります。ですか ら、医療型で要介護3以上になると、ほとんどの 方々が、この在宅医療の対象になってきます。 医療法人が、医療依存度の高い方々の高齢者住 宅を作って、そこで訪問診療を囲い込んでいく と、実際にこういう収益モデルが生まれてくる ということです。(資料26)

さらに、そこに訪問看護、服薬指導等も付随すると、年間1,000万円近い数値が見込めることになります。私どもは神奈川県でも高齢者住宅を幾つか作りました。その際、ドクターから「ぜ

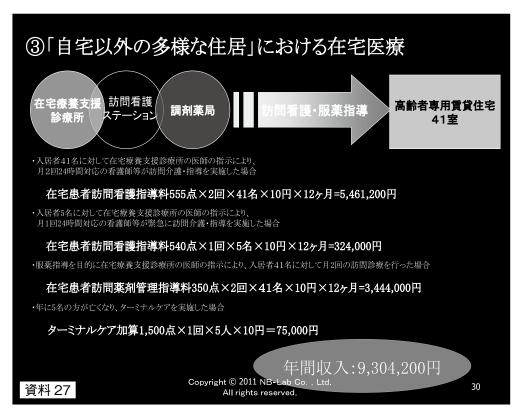


ひ、うちのほうにも在寮診療をさせてもらえませんか」というご丁寧な手紙をいただきました。 実際に我々が高齢者住宅を作るときには、その地域の有力な先生方との連携が重要になります。特に、24時間この施設を見ていただけるドクターを最初に獲得することがこの事業の成功ポイントです。そして、その先生のお名前を借りて届け出を致します。(資料27)

資料28は、140床くらいの一般病床と療養 病床を経営されている都市型病院のモデルで す。駐車場の隣で、54戸の住宅型有料老人ホー ムを作られました。1階でデイケアセンター30 人、これはマックス40人まで増やせます。そし て、サテライトクリニックを併設しました。今 は200床まで認められるため、あえてサテライ トクリニックを作る必要はありません。当時 は在寮診のドクターで19床未満しか認められ ていなかったため、サテライトクリニックを 併設しました。そして、ヘルパーステーション と、重度対応型高専賃を10戸、1階に作りまし た。2階には、認知症対応型高専賃を18㎡に決 めて22戸、3階には医療・介護型高専賃を同じ く18㎡で22戸、合計54戸で展開しました。平均 介護度は当初3で作りましたが、あっという間

に3.5に上がっていま す。在寮診と訪問診 による医療のバック アップ体制を組んで います。介護は訪問 介護事業所を新設し て、居宅支援事業所 は病院設置で行って います。スタッフは 30名前後ですが、こ れにデイケアの方が 10名くらいで、合計 40名のスタッフ体制 です。料金体系は一 時金が120万で、月額 17万(家賃、食事代、 管理費を含む)です。 事業収支は、総投資 額は約6億です。建築

で5億6,000万、開業準備費用で4,000万。年間の 売上高が3億5,000万。その内訳は、家賃、食費、 管理費でおおむね1/3。そして、介護保険(訪問 介護、訪問看護、デイケア)で45%、医療報酬で 21%という構成です。介護保険はもっとも高い のがデイケアで、2番目が訪問看護、3番目が訪 問介護です。日中はデイで過ごしていただき、 夜間早朝を訪問介護、訪問看護で手厚く見てい くという体制です。年間の経常利益が約9,500万 円、27.1%という数値です。初年度のオープン月 に、54戸中26戸が埋まりました。医療型の高齢 者住宅は、損益分岐点が低いのです。通常の民 間企業がやる高齢者住宅は、損益分岐点の稼働 率は、70%~75%くらいないと収益を生みませ ん。ところが医療の場合は、医療保険と介護保 険のダブルインカムで収益が高いという形にな るので、損益分岐点は55%~60%で完全に黒字 になります。要は、半分ちょっと入れば月次ベー スで黒になるというメリットがあるのです。医 療保険・介護保険で、一人が大体35万円前後の 報酬になっています。通常、私どもの高齢者住 宅で、介護保険の適用率は80%前後まで取りま す。そういう仕組みを作っています。それでも、 一人当たりの介護保険でどれだけ介護だけで頑



張っても、20万前後が関の山です。25万円取れ れば、超御の字です。ところが、医療法人が医 療型のこういう住宅を作ると、ある程度介護報 酬が取れ、さらにこれに医療報酬がオンされる ので、35万前後という数字が出てきます。先ほ ど言いましたように、療養病床1床分に相当す る収益が出てくるということです。おまけに病 院と決定的に違うのは、人件費率が低いことで す。ドクターが診ているわけではありません。 あくまで基本は介護ですから、介護と訪問看護 師が中心になってくるので、人件費も低い。そ して、なおかつ高度の医療機器は、入ったとし て、特浴くらいのものでしょうか。それもコス トを抑えて、固定費がある程度圧縮できるとい うことなので、当然これくらいの利益率を確保 するのは当たり前です。ですから、先ほど申し た利益が出て10%という医療と比べて、今度は 医療と介護をうまく組み合わせて、その融合を 図って行くことで、生まれてくる利益には大き な違いがあるということです。こういう点にお いて一度目を留めていただきたいと思います。 今は最大のチャンスだと私は思っています。逆 に、これだけ収益性が高い場合、私どもが提案 している医療型の高齢者住宅ゆえに料金を下

げていただきたいと 思います。要するに、 ダブルインカムの収 益体系が高いので、 ローコスト型に一番 向いているのです。 ここですら15~17 万円です。私どもで は、とにかく15万円 以内に落としてくだ さいとおすすめして います。そして少し でも医療保険・介護 保険でまかなってい ただければ、多くの 人に入居してもらえ ると思っています。 実際、これだけのモ デルを作り上げるこ

とができるのですから。(資料28)

医療型高齢者住宅と介護型高齢者住宅を比べ て、構成がどうなっているかについて、分析し ました。先ほどの54名を対象としたもので見る と、売上高が3億6,430万という数値になります。 経費的なものを差し引いても高収益となりま す。これは医療的な部分が高くなればなるほど、 実際にこのように収益は上がってきます。当然 それだけ人件費も上がりますが、全体的な報酬 体系も上がってきます。介護のほうはどれだけ 頑張っても、15%というのが限界だと我々は見 ています。むしろ介護という面で見れば、10% でしょう。10%というのが介護のモデルだと言 われていましたが、要は先ほど申したように、 医療型は収益のほうがダブルインカムで入って きます。コストの方は、それほど大きくかかっ ていないので、当然これだけの利益を生み出す ことができます。少なくとも20%以上の利益を 出せるのが、この医療型高齢者住宅の特徴だと 思います。(資料29)

④<クリニック、デイケアセンター併設高専賃の収益モデル>

※事業概要

- •1F デイケアセンター30人、サテライトクリニック、
 - ヘルパーステーション+重度対応型高専賃10戸
- ·2F 認知症対応型高専賃(居室18㎡22戸)
- ·3F 医療·介護型高専賃(居室18㎡22戸) 高専賃合計54戸
- □ 平均介護度3.5程度
- □ 在療診+訪問看護による医療バックアップ体制
- □ 介護は訪問介護事業所を新設、居宅支援事業所は病院設置
- □ スタッフは30名前後
- □ 料金体系
 - ・一時金120万、月額17万(家賃、食事代、管理費含む)

※事業収支

総投資額 約6億(内訳:建築約5億6000万、開業費用4000万) 年間売上高 3億5000万円《内訳:家賃11%、食費11%、管理費11%、 介護保険(訪問介護、訪問看護、デイケア)45%、

医療保険21%、その他1%)

年間経常利益 約9,500万円(27.1%)

Copyright © 2011 NB-Lab Co. , Ltd. All rights reserved.

Ⅲ 高専賃開発 成功のポイント

入居者のターゲッティングとコンセプト作り

高専賃開発のポイントとして、幾つか申し上 げたいと思います。入居者のターゲッティング とコンセプト作りで、ほぼ8割の成否を分けま す。立地面から見ると、自立型と介護型という 違いはありますが、病院の場合は1mでも病院 に近いほうがよいです。もし病院の近くに有効 な土地を見つけることができなければ、借地で 結構です。あるいは建て増しでも構いません。 いずれにしても、病院に近い方がよいというこ とです。一つだけ気を付けていただきたいのは、 市街化調整区域はダメです。病院に高専賃の事 業を認めていながら、都市計画法と非常に連携 ができていないためです。土地が高いところを 手に入れるのも将来的にはいいかもしれません が、私どもとしては、賃貸でもよいのが高齢者 住宅の特徴なので、1棟は自前でやっても2棟目、 3棟目は賃貸で行きましょうと。病院が借りて くれるなら今の地主さんは喜んで貸してくれる

ので、そこはできるだけ固定費を掛けずにやりましょうということを言っています。周辺環境は、病院がやるのであれば問題ありません。ハード面では、誰を対象にしたものかをしっかりと見定めることが大事です。特に、医療型はストレッチャーが入るようなエレベーターでないとダメです。部屋の大きさも、自立型と介護型では異なります。病院の場合は25㎡くらいの広い部屋を幾つか作ってもいいのですが、ボリュームゾーンは、やはり18㎡くらいが医療型の一つの特徴かと思います。場合によっては13㎡という有料老人ホームの基準もあります。

介護度が重くなった場合、高齢者が生活を続けるイメージを持てるかどうかもポイントになります。立地面においては、病院に近いのが一番で、ソフト面では24時間緊急時のサービスあり、対応者の顔が見えているかどうか。要は、医療はいいが、介護は他の誰かがやってくれるという形で連携を取ろうとするケースがあります。これは正直言ってうまく行きません。なぜなら医療と介護で食い争いが起きてしまう

⑨医療型高齢者住宅と介護型高齢者住宅の経営比較

資料 29

- 1. 前提条件
 - ①入居者数 54名
 - 2要介護度平均3.5
 - ③利用料は入居一時金120万円+月額利用料(家賃+食費+管理費)17万円
 - ④医療型はサテライトクリニック併設(在療診を主に)+30人デイケア併設+訪問介護・訪問看護
 - 5介護型は訪問介護のみの対応とする
 - 結論:介護型は介護保険の適用率が訪問介護のみで、50%~60%程度に制約されるのに対して、 医療型は訪問介護+デイケア+訪問看護でまんべんなく適用できるために、収益は高まる。

	N N		医療型高専賃	比率	介護型高専賃	比率
収益	住宅売上高		130,650,000	36%	123,630,000	58%
		入居一時金	17,550,000	5%	17,550,000	8%
		家賃	37,440,000	10%	37,440,000	17%
		食費	31,200,000	9%	31,200,000	15%
		デイ食事	7,020,000	2%		
		管理費	37,440,000	10%	37,440,000	17%
	介護保険売上高		160,761,744	44%	90,889,728	42%
		訪問介護/看護	90,889,728	25%		42%
		デイケア	69,872,016	19%		
	医療保険売上高	在療診	72,882,600	20%		
	合 計		364,294,344	100%	214,519,728	100%
費用	厨房委託費		34,104,000	9%	27,864,000	13%
	借地料		12,000,000	3%	12,000,000	6%
	減価償却費		15,943,543	4%	15,943,543	7%
	人件費		165,429,515	45%	98,665,377	46%
		訪問介護	98,065,377		98,665,377	
		訪問看護	29,984,813			
		デイケア	29,785,425			
		在療診	6,93,900			
	その他費用		30,580,485	8%	29,495,901	14%
	合計		258.057.543	71%		86%

All rights reserved.

36

からです。訪問看護も訪問介護も、双方が介護 保険を使います。ここで奪い合いが起きてしま います。機能分担をして、任せるなら全部任し て、訪問診療だけ医療だけを取り組むのがよい です。部分的に介護をどこかと連携して行うの いいと。場合によっては階も分けてくれという方もいらっしゃいます。それと、おおむね自宅から5キロ、10キロ圏内の近隣、通常言われているのは、車で30分圏内が一番いいみたいです。あまり近過ぎると、いつも行かなくてはいけな

は、なかなかやりづ らいものです。食事 サービスも出来るだ けそこで作るとのが 前提です。そして、 ターゲットは男性な のか女性なのか、自 立型なのか。私ども が申し上げているの は、医療型の高齢者 住宅で自立型を対象 にする意味は全くな いということです。 何のメリットも起き ません。世の中が医 療型の住まいを求め ているというのもあ りますが、介護保険、 医療保険でのダブル インカムという話に なると、自立型をや る意味はほとんどな いと申し上げていま す。ターゲットが夫 婦なのか独居なのか は大切です。ただ、 一つだけ気を付けて いただきたいのは、 夫婦部屋をあまり作 らないことです。皆 さん、大変関心を持 たれますが、入る人 は少ないのです。男 性は夫婦部屋でいい と言いますが、奥様 方が全員拒否されま す。奥様方は、全員 個室で別れたほうが

Ⅲ 高専賃開発 成功のポイント (1)入居者のターゲッティングとコンセプト作り

- ●立地面
- 1: 自立・健常型と介護型の立地は異なる 駅からの距離、日常必要店舗(食品・日用品)からの距離 ⇒物件対象者(高齢者)にとっては近いとは言えない距離
- 2: 周辺環境がミスマッチ
 - ⇒高齢者が生活立地として評価をしにくい
- ・ハード面
- 1: EVの台数、籠の大きさがミスマッチ
- ⇒入居者数、介護度のレベルによって異なる
- 2: 部屋の大きさと装備が自立型と介護型では異なる
- 3: 介護度が重くなった場合、高齢者が生活を続けるイメージを持ちにくく、 高専賃としての訴求力が低い。2011 NB-Lab Co., Ltd.

All rights reserved.

資料 30

ソフト面(サービス)

- 1:24時間緊急時のサービスあるも対応者の顔が見えているか。
- ⇒安心感が得られにくい。
- 2: 介護事業者との連携が希薄
 - ⇒入居対象者にとって訴求力は低く入居メリットがない。
- 3: 食事サービスが配食(弁当形式)
 - ⇒独居で生活している状態と食事環境において大きな変化が なく(メリット)を感じられない為訴求力として低い。
- ・ターゲット
- 1: 入居対象が見えにくい物件となっていないか。
- ⇒男性?女性 ?
- ⇒自立?虚弱?介護度有?
- ⇒独居者 ?夫婦 ?介護施設入居希望者 ?
- ⇒近隣? 広域?

Copyright © 2011 NB-Lab Co. , Ltd.

All rights reserved.

いので敬遠されます。車で30分くらいが一番いいのですが、他の市町村にまたがる場合は、先ほど言いました住所特例に気を付けてください。(資料30,31)

高専賃の成功要因は、賃貸住宅サービスに24 時間コンシェルジュサービスをベースに、介護、 医療、食事等のサービスをいかに付加するかで す。生活支援サービスをベースにするというこ とです。医療法人が行うと、どうしても病院に してしまうケースが多いのです。ベースは生活 支援、そこに医療と介護。そうなると、コーディ ネーター、ライフプランナーの役割が非常に重 要になります。特に暮らす方々のプランです。 そのプランの一角に、介護、医療のサービスが 加わってくるという仕組みを作っていくという ことです。基本コンセプトは明確にしておいて いただきたいと思います。これが非常に曖昧に なっているケースがよくあります。高専賃はた だの箱です。社会的ニーズをどう商品化するか です。今既にフルラインアップが揃いました。 自立型の高齢者住宅、介護型の高齢者住宅、医 療型の高齢者住宅、これに、ホスピス型の高齢 者住宅。ホスピスですら、外部サービスできちっ とお世話できます。これは下から上に行くほど

利益率が高くなります。今は、ホスピス型の高齢者住宅が出てきて、高齢者住宅のビジネスモデルがほぼ出揃ったという段階に入りました。(資料32)

ターゲットの選定が最重要

もう一つ重要なのは、ターゲットの選定が最 重要だということです。高齢者住宅事業は需要 の価格弾力性が極めて高い状況です。値段が上 がれば需要はしぼんでいきます。値段が下がれ ば、需要はドンドン拡大していきます。新しい マーケットが生まれてくるのです。従来の高齢 者住宅、有料老人ホームも含めて、ターゲット は、ペストレーション層です。65歳以上の女性 の19%以上が相対的貧困、年収124万円以下の 人たちです。その層をターゲットにした高齢者 住宅は、今非常に手薄の状況です。その層に対 して、我々が10万円ハウスと呼んでいる、介護 保険も医療保険も入れて13万円以内、都市部で 15万以内の高齢者住宅が今問われています。こ れからは、そこに向けた商品開発が一番のポ イントになるだろうと。先ほど私が申し上げた ように、医療型の高齢者住宅は、料金を安くし てくださいと。それでも十分に20%の利益を確 保することができます。この事業は入居リスク が最大のリスクです。どんなにいいものを作っ ても、人が入らなければうまくいきません。本 体の病院すらひっくり返すくらいの大きなリ スクを負う形になります。しかし、逆に入って

(2) 高専賃の成功要因

高専賃のK.F.S(成功要因)は、賃貸住宅サービスに24時間コンシェルジュサービスをベースに、介護、医療、食事等のサービスをいかに付加するかということである。

この基本コンセプトを明確にした上で、顧客に合わせた開発(立地、ハード)、運営(ソフト)、経営を行わねばならない。

現在の高専賃事業はこの基本コンセプトが曖昧になっている物件が多すぎる。

- (3) 高専賃はただの箱!社会的ニーズをどう商品化するか
- 医療型高専賃(医療難民ニーズ) 入院規制から病院から出される医療依存度の高い高齢者
- 介護型高専賃(介護難民ニーズ)

特養、老健の待機待ち又、要支援で特定施設に入れない高齢者、ご夫婦生き別れの高齢者

■ 自立型高専賃(将来が不安)

老老や独居の生活が不安な高齢者、まだ自立であるが、虚弱体質で将来が不安な高齢者

Copyright © 2011 NB-Lab Co., Ltd.
All rights reserved.

いただければ、安定したビジネスが生まれます。ですから、入れることが最前提です。その ためには料金を下げて、ダブルインカムにする ことです。もし、我々民間の企業が医療の先生 方と下手に競争したら、収益率の高さ等におい

て100%負けます。料 金設定ではかないま せんから。今は先生 方がちょっと欲を出 して、医療が付いて いるから値段の高い ものをと思っていま すが、まだ我々は勝 負ができるのです。 本気になって医療が 値段を下げだして、 我々と勝負をした ら、我々は絶対かな いません。それだけ の優位性を医療関係 は持っています。10 万ハウスでも20%の 利益は確保できるの です。それが15万ハ ウス、20万ハウスに なると、先ほど言っ たように、30%近い 収益を上げてしま

我々が進めている 小規模ローコスト・ ロープライス高専 のモデルは、16室 す。1部屋18㎡で、通 常の介護付老人で よこで は、プリンクラーから 何まで全部付いてい

う。これは市場を選

んでください。市場

とターゲットを選ば

ないとリスクは高い ということになりま

す。(資料33)

ます。建築コストを坪50万円以内に抑えます。標準は坪45万円で作っていただく。これができないと、ローコスト・ロープライス型は生まれてきません。延べ床600㎡、200坪くらいです。総投資額は1億以内に押さえます。土地は200坪

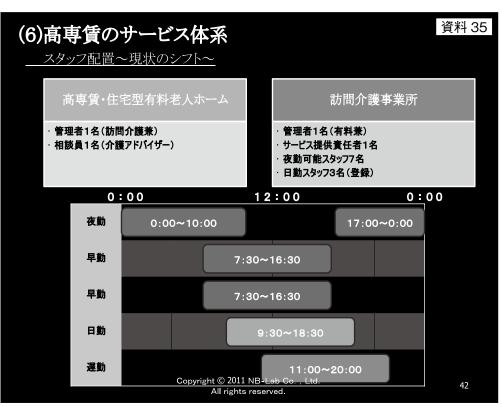


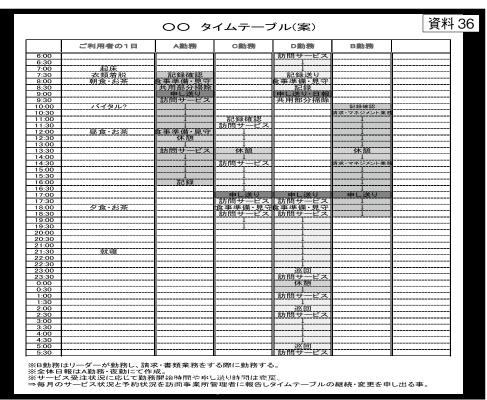


くらいあれば、この1棟ができます。建築から竣工まで6ヶ月です。実際の建築期間は2ヶ月から3ヶ月で竣工します。計画から竣工まで半年というのが、我々が進めているモデルです。敷金3ヶ月、月額利用料8万~10万円。先ほど言いま

設することによって、実際のこのシフトは、通常の介護付き有料老人ホームのほぼ2割のシフトになります。この中が小刻みに切られて、訪問介護と外部サービスをうまくつなげながら、同等のサービスをするというのが、高専賃の事

したように、ローカ ルで進めているのは、 8万5.000円、家賃・食 費・管理費含めてで す。年間売上高7.000 万円前後です。経常 利益で10~12%です。 医療との複合化で、 クリニックの先生に はこれをお一人で3 ~4棟やりませんか ということを言って います。そうすると、 外来収入以上になる ので、その複合型で いくと20~25%の利 益率確保が見込めま す。その代わり、対象 者を間違えないでほ しいということです。 医療型は介護度3以上 です。私どもは平均 介護度2.5に設定して います。自立型は入 れていきません。こ ういうものが今市場 に投入され始めてい ます。(資料34)



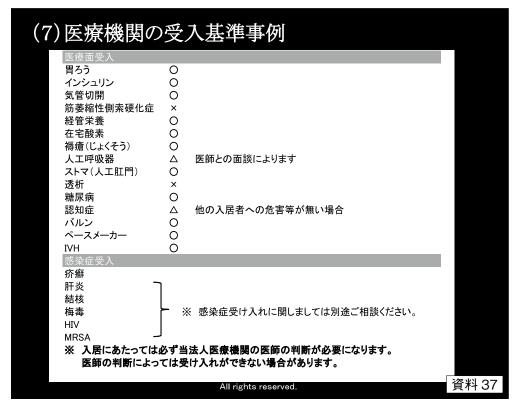


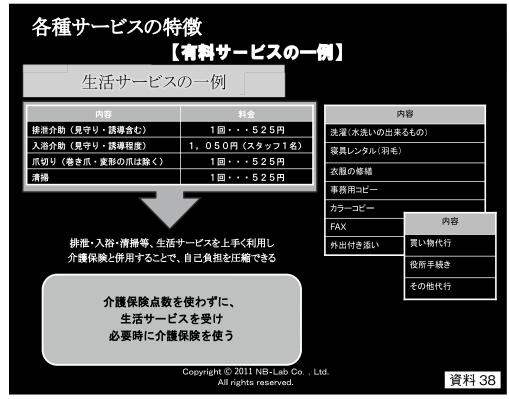
業の特徴です。資料35のタイムテーブルのよう に、時間から時間を切って、訪問介護に行きま す。ですから、プラニングが最大のポイントで す。それと、コンプライアンス上問題がないよ うに、訪問介護なら、その記録がきちっと残さ 護付き施設では受け切れません。看護室の24時間体制でみなければならないからです。また、 夜間のインスリン投与の方々と末期がんの方。 こういう方々が今確実に増えています。こうし た方々の行くところがないのです。ですから、

れて、エビデンスが ちゃんと付けられて いることが前提にな ります。こういうき ちんとしたプラニン グをケアマネジャー が作る。私の場合 は、外部のケアマネ ジャーに全部プラン を作ってもらってい ます。内部で作ると、 行政からチェックが 入ってしまうので、 外のケアマネジャー に、私どものライフ・ プラニングに基づく ものをベースに、ご 家族との協議の上、 適切に作っていただ くというのが我々の やり方です。

(資料35, 36)

医療機関の 受入基準事例





うちはこういう方々を受け入れることができるのを前提に、地域医療連携室等との連携を持つと、オープン時にほとんどの予約が入るという状況です。料金設定さえを間違えなければの話ですが。(資料37)

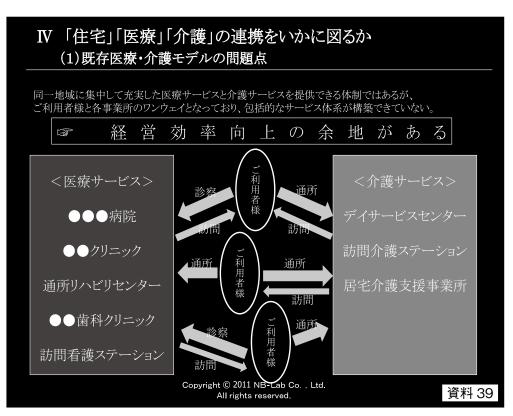
価格体系的には、一般の不動産会社・介護事 業者の価格体系を見ると、都市部では家賃、管 理費、食事代がついて、21万や16万、18万です。 問題は管理費が7万や6万5,000など高いことで す。管理費は二つの要素があります。共益費と ライフサポート費用です。普通の高齢者住宅は、 介護保険をどれくらい使ってくれるか分からな いため、生活支援費として、3万~5万を上乗せ します。そのため、どうしても金額が高くなり ます。この高くなった分だけ、入居リスクも高 くなっていきます。私どもが先生方にご提案す るのは、この管理費を共益費部分だけにしてく ださいということです。生活支援費は取らない でくださいと。それで値段を下げて、あとは医 療保険・介護保険のほうに任せればよいと。繰 り返しですが、値段が上がると、入居リスクが 高くなります。ですから、管理費の部分をどん と下げて、早期に入居していただくという仕組 みを作るべきだと思っています。

各種サービスは、 管理費の中に含まれ るサービスです。安 否確認や朝のゴミ出 しサービスなど、最 低限の生活支援に関 わるものは、管理費 の中でよいでしょう と。しかし、民間の 場合は各種サービス ということで別に取 ります。高齢者住宅 で気を付けなければ いけないのは、あれ してくれ、これして くれという入居者の わがままがどんどん 拡大するということ です。ですから、基 本的には介護保険サービスか、介護保険外サービスかにおいて全て有償ですという事を前提にメニュー表を作り、介護保険を使わないのであれば、あとは有償になりますよという形です。例えば、おむつ交換1回が500円といったことです。こうなると、どんどん値段が上がります。私どもは料金体系を工夫して、携帯のようにパケット化します。それで、丸めに近いようなサービス体系を組み合わせていく。価格体系の妙です。価格の組み合わせの妙も高齢者住宅を進める上でのポイントになります。利用者にメリットのあるもので、商品を作っていくということです。(資料38)

Ⅳ「住宅」「医療」「介護」の連携をいかに図るか

既存医療・介護モデルの問題点

これまで医療法人が介護に取り組むと、どちらかと言うと医療が主で介護が従、あるいは補完的な意味合いが強かったと思います。例えば、訪問看護事業に取り組むときは、医療法人の場合は赤字が多いと思います。それは退院した方を何らかの形で補完しなくてはいけないというコストセンターとしての位置付けが非常に強い

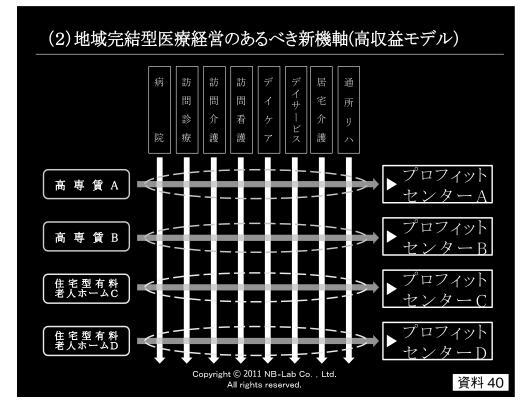


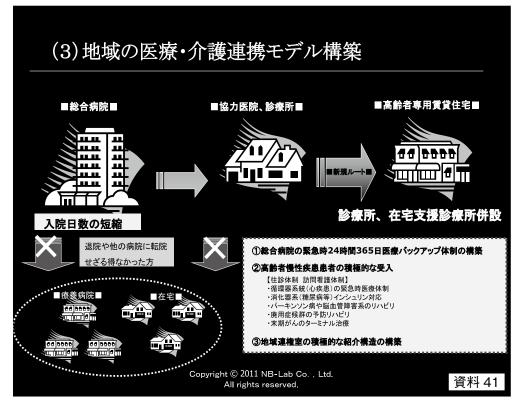
からだと思います。医療法人が取り組む際、ど うしても介護とうまく連携が取れないという点 があります。ワンウェイ、一方通行のサービス になってしまって、どうも介護は儲からないと いう認識を持った方が非常に多かったと思いま

に転換する戦略が、今後の医療経営の重要な戦 略ではないかと我々は見ています。病院の周辺 に、1号棟、2号棟、3号棟と、徐々に囲い込みを していく体制ができれば、地域の医療と介護の 核になっていくという考え方です。(資料40)

す。(資料39)

地域完結型の医療 経営のあるべき新機 軸として、高収益モ デルが考えられるの は、病院、訪問診察、 訪問介護、訪問看護、 デイケア、デイサー ビス、居宅介護、通 所リハといったもの を、外付けの高専賃 に集約するというも のです。これらを連 携していくと、それ がプロフィットセン ターになります。高 齢者住宅は、これら の事業を統合するイ ンターフェイスに 相当するという位置 付けが明確になり ます。訪問診察も1 軒1軒訪ねていった ら、効率が悪くなり ます。ところが、1ヶ 所の高齢者住宅に高 齢者がいて、そこに いろんな事業を併設 することで、一気に 時間・経費が圧縮さ れて一定の収益をも たらすようになりま す。それらの機能を 融合させるインター フェイスをまず作 り、それを一つのコ ストセンターからプ ロフィットセンター

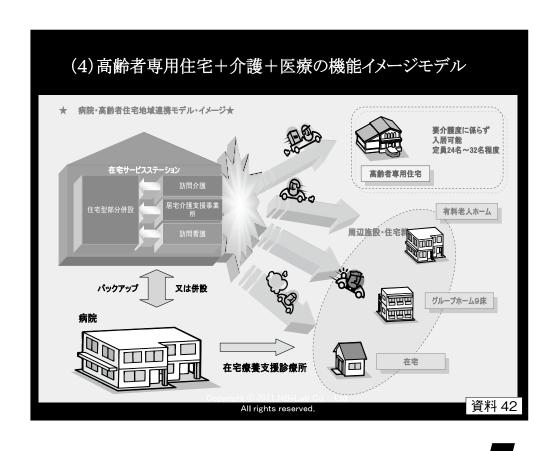




地域の医療・介護連携モデルの構築では、総合病院はいかに入院日数を短縮するか、患者さんを外に出すかがポイントです。しかし、現状はベッドが空いても患者さんの受け皿がありません。そこで求められるのが、24時間365日の医療のバックアップ体制がある診療所および在宅支援診療所の高齢者住宅です。(資料41)

高齢者専用住宅+介護+医療の機能イメージモデルとしては、病院があり、そこに病院が併設した高齢者住宅があって、重篤の方々、医療依存度の高い方々に来ていただくというものです。そして周辺部分の民間事業所と連携して、重たくなったら、ここに行く、そして、病院からは訪問診療でこう行く。ダブルのルートが開けてくることによって、地域の中で医療と介護の連携が取れた高齢者住宅が生まれてきます。これを先生が作り、さらにその周辺に2号棟、3号棟を作るのもよいと思います。民間の高齢者住宅と連携する医療法人を我々は欲しています。どうしても我々が展開する段階では、そこをまず確認して、我々はここをやりたいという考えを持っています。(資料42)



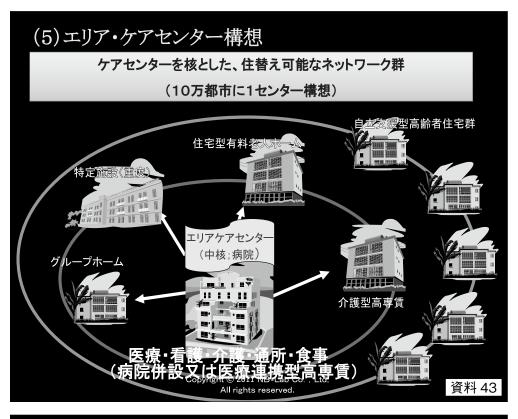


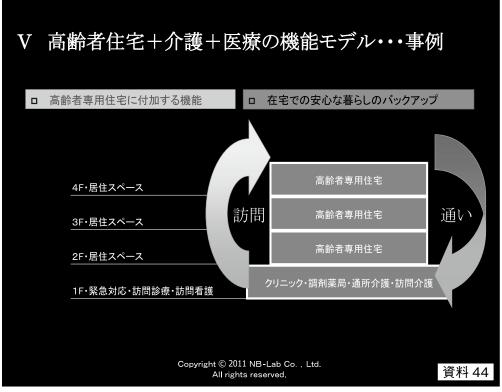
我々の将来の構想で一番大きいのは、エリア・ケアセンター構想です。10万都市に1センター、病院併設または医療連携型の高齢者住宅があり、胃ろうやインスリン投与の方々、あるいは末期がんの方々などを対象としたホスピス型

のセンターを作るこ とです。その周辺部 分に介護型があり、 その周辺部分に自立 型がある。介護型は 介護事業者が行いま す。自立型は民間の 賃貸・不動産が行う というふうに、地域 の連携が取れ、その 中核でハブ機能が持 てるのは医療しかあ りません。民間企業 は絶対に無理です。 こういう地域の絵面 の中で、病院として どういう機能を発揮 していくかというこ とです。この構築こ そが今最も求められ ています。これをメ ディカルケアタウン と言います。コンパ クト・シティーと言 われていますが、医 療と介護を中心とし た街作りが、面的な 展開に今後なって いくだろうと思い ます。そのリーダー シップを取るのは誰 かということです。 (資料43)

高齢者住宅+介護+医療の機能モデル

最後に幾つかのパターンをご紹介します。医療と介護の連携ということになると、一番オーソドックスなのは、1階にクリニックや調剤薬局があり、上は高齢者住宅というものです。(資料44)

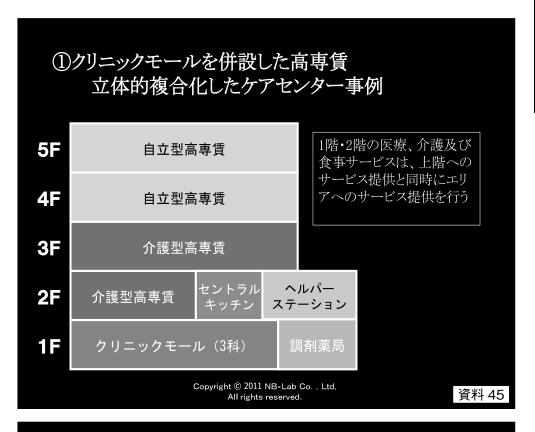


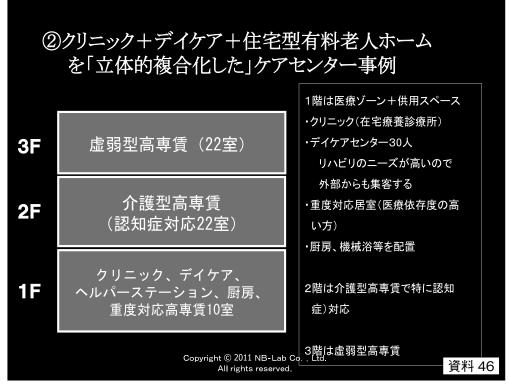


資料45は神奈川で実際に取り組んだ事例です。1階に医療モールと調剤薬局があり、2階・3階は高齢者住宅、4階・5階は自立型の高齢者住宅という都市型の一つのモデルです。これは都市型では人気が高いタイプです。この上の1番

資料47は透析クリニックで実際に取り組まれた事例です。1階にデイケアセンター、レストランがあり、2階に透析患者を対象とした小規模多機能施設と透析クリニックが27床くらいあります。その上は透析患者用で、重度対応型、介

大きな部屋は50㎡です。どの部屋も18㎡以上です。本当はこれ全部高専賃ですが、神奈川県の基準がの基準がですが、厳して、2階・3階として、4階・5階にははまりですが、厳をを高いる場所で全部埋まりで全部埋まりた。(資料45)





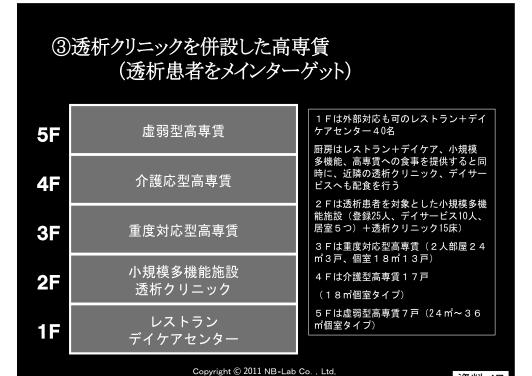
護型、虚弱型と、透析患者の方々も間違いなく 高齢化してきているため、通院しにくいという 方々の利便性を図っています。こちらもニーズ が高いのですが、気をつけていただきたいのは、 透析患者用として利用料金を上げていくと厳し だきたいのは、改築はよほどいい物件でないと難しいのです。廊下幅や部屋の大きさ、水回り、スプリンクラーといった諸条件を満たそうとすると、結構ハードルが高いので、物件次第だということを申し上げておきます。(資料48)

資料 47

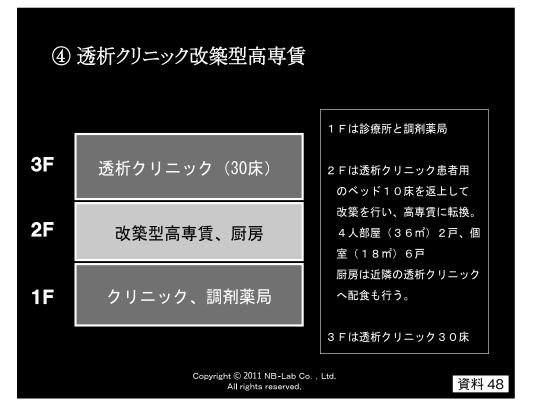
く、ローコスト型で ないとなかなか難し いという点です。ご 紹介しているのは三 重県と奈良県で我々 が取り組んだ事例ですが、月額利用料を 11万5,000円に抑えた一つ のモデルです。

(資料47)

透析クリニックの 改築型高専賃という 事例もあります。3階 建ての透析クリニッ クで、2階がまった く使われていません でした。もったいな いというので2階を 用途変更して、高齢 者住宅にしました。 表から見たら病院で す。裏から見たら、 高齢者住宅という看 板が通用口のところ にあります。これが、 私どもが手がけた11 万5,000円バージョン です。要するに、病 院の中を用途変更し て、高齢者住宅に切 り替えることができ たということです。 2007年に、医療法人 に高齢者住宅を解 禁したことが前提に なっています。ただ し、気を付けていた



All rights reserved.



高齢者+介護+医療の専門特化モデルの可能性

最後に、医療・介護の専門特化モデルです。 これからは医療型のビジネスモデルが花盛り になるだろうと思い、我々は今、透析病院と高 齢者住宅を合わせたものを考えています。透析 患者は平均年齢が65歳を越えており、年間4万 人患者が増えて、3万人亡くなっています。1万 人の純増で、それを約4,000の病院が奪い合って いるということです。そのため、年間2.5人しか 増患できません。そうなってくると、いかに高 齢の患者を同一の病院と連携の下に抱え込む かも一つの戦略だと思います。また、非常に期 待されているのが、精神科の病院が取り組んで いる認知症高齢者の住宅です。これが非常に注 目されると思います。医療からご紹介をいただ く場合の2大高齢者は、先ほど申した胃ろうの 方々と認知症の方々に分かれます。精神科の病 院では、社会的入院で入っている方々が4万~

5万人などと言われますが、その方々を否応で も外に出していかなくてはいけません。そうな ると、それを専門的に受け入れる受け皿が必要 になります。モデルはほかにもあります。先般 行ったある病院では、全部、在宅酸素の管を付 けていました。要するに、在宅酸素を使う方を 対象にした高齢者住宅や特殊疾患を扱う高齢者 住宅です。要は、患者がみな高齢化していくの で、それに応じた専門的な対応のできる高齢者 住宅は、さすがに民間ではできません。そこに 私が申し上げたように、医療、介護、生活をミッ クスした一つの高齢者の住宅を提案するとすれ ば、大変なビジネスチャンスが訪れるだろうと 思います。経営が上向きかけているときこそ、 次の時代を見越して、こういう高齢者住宅、こ ういう方々を対象としたビジネスモデルへの挑 戦をお願いしたいと思います。(資料49)

長時間にわたってありがとうございました。

